

令和 3 年 第 4 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 3 年 9 月 6 日

閉会 令和 3 年 9 月 16 日



熊本県芦北町議会

令和3年第4回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・6	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案審議 議案の委員会付託
7	火	本会議 一般質問
8	水	委員会審査 総 務（総務課、企画財政課、税務課、会計室、議会事務局） 文教厚生（スポーツ・文化振興課、福祉課、健康増進課）
9	木	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、上下水道課） 文教厚生（教育課、コミュニティーセンター課、住民生活課）
10	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、農林水産課）
11	土	休 日
12	日	休 日
13	月	休 会（議事整理）
14	火	休 会（議事整理）
15	水	休 会（議事整理）
16	木	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月6日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	10
第1	会議録署名議員の指名	10
第2	会期の決定について	10
第3	諸報告	10
	議長諸般の報告	10
	議員派遣の結果報告	10
	行政報告	10
第4	町長の提案理由説明	10
第5	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	11
	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	
第6	報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
第7	報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の評価 結果の報告について	13
(一括議題＝日程第8から日程第16まで)		
第8	認定第1号 令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	15
第9	認定第2号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	15
第10	認定第3号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	15
第11	認定第4号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	15
第12	認定第5号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について	15
第13	認定第6号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	15
第14	認定第7号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決	

	算の認定について	15
第15	認定第8号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	15
第16	議案第46号 令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認 定について	15
第17	議案第47号 令和3年度芦北町一般会計補正予算(第3号)	19
第18	議案第48号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	29
第19	議案第49号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算(第1 号)	30
第20	議案第50号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	31
第21	議案第51号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)	32
第22	議案第52号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	33
第23	議案第53号 芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定 について	34
第24	議案第54号 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要 な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例の制定について	34
第25	議案第55号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて	36
第26	議案第56号 工事請負契約の締結について	36
第27	議案第57号 工事請負契約の締結について	37
第28	議案第58号 工事請負契約の締結について	39
第29	議案第59号 工事請負契約の締結について	40
第30	議案第60号 工事請負契約の締結について	41
第31	議案第61号 工事請負契約の締結について	42
第32	要請第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書の提出について	43
7	散会	44
	第2号(9月7日)	頁
1	議事日程	47
2	出席議員氏名	47

3	欠席議員氏名	47
4	説明のため出席した者の職氏名	47
5	事務局職員出席者	48
6	開会 開議	55
	第1 一般質問	55
	(1) 長口隆議員第1回目一般質問	55
	○竹崎町長答弁	56
	○佐竹農林水産課長答弁	57
	○鎌倉建設課長答弁	59
	(2) 長口隆議員第2回目一般質問	59
	○佐竹農林水産課長答弁	60
	(3) 長口隆議員第3回目一般質問	60
	○佐竹農林水産課長答弁	60
	(4) 長口隆議員第4回目一般質問	61
	○佐竹農林水産課長答弁	61
	(5) 長口隆議員第5回目一般質問	61
	○佐竹農林水産課長答弁	61
	(6) 長口隆議員第6回目一般質問	62
	○佐竹農林水産課長答弁	62
	(7) 長口隆議員第7回目一般質問	62
	(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	62
	○竹崎町長答弁	64
	○松本総務課長答弁	64
	○池田福祉課長答弁	65
	○佐竹農林水産課長答弁	65
	○鎌倉建設課長答弁	66
	(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	66
	○松本総務課長答弁	66
	(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	67
	○池田福祉課長答弁	68
	(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	68
	○松本総務課長答弁	69
	(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	70
	○竹崎町長答弁	70

(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	71
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
○岩田教育長答弁	74
○池田福祉課長答弁	75
○福井住民生活課長答弁	76
○釜商工観光課長答弁	76
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	78
○岩田教育長答弁	78
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	79
○岩田教育長答弁	79
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	80
○竹崎町長答弁	80
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	80
○岩田教育長答弁	82
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	82
○福井住民生活課長答弁	83
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	83
○釜商工観光課長答弁	83
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	83
○釜商工観光課長答弁	84
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	84
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	84
○竹崎町長答弁	85
(12) 坂本登議員第12回目一般質問	85
(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	86
○竹崎町長答弁	90
○松本総務課長答弁	91
(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	92
○松本総務課長答弁	92
(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	93

○松本総務課長答弁	93
(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	93
○松本総務課長答弁	93
(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	94
○松本総務課長答弁	94
(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	94
7 散会	95

第3号(9月16日) 頁

1 議事日程	99
2 出席議員氏名	100
3 欠席議員氏名	100
4 説明のため出席した者の職氏名	100
5 事務局職員出席者	100
6 開会 開議	102

(一括議題＝日程第1から日程第10まで)

第1 認定第1号	令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	102
第2 認定第2号	令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第3 認定第3号	令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第4 認定第4号	令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第5 認定第5号	令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第6 認定第6号	令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第7 認定第7号	令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第8 認定第8号	令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	102
第9 議案第46号	令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	102
第10 議案第55号	芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて	102

第11	発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書の提出について	119
第12	議員派遣の件	121
	(一括議題＝日程第13から日程第17まで)	
第13	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第14	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第16	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	121
第17	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	121
7	閉会	122

令和3年第4回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年9月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸報告
 - 議長諸般の報告
 - 議員派遣の結果報告
 - 行政報告
- 第 4 町長の提案理由説明
- 第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第 6 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第 7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価結果の報告について
- (一括議題＝日程第8から日程第16まで)
- 第 8 認定第 1号 令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 2号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 3号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 4号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 5号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 6号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 7号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 8号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第16 議案第46号 令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第17 議案第47号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第48号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第49号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第50号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第51号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第52号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第53号 芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第54号 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第55号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第26 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 第27 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 第28 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 第29 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第30 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 第31 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第32 要請第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

（散 会）

2 出席議員（15人）

1番 楠原清照君
3番 林田燿宏君
5番 宮内道則君
7番 古村逸男君

2番 長口隆君
4番 坂本登君
6番 寺本順一君
8番 白坂康浩君

9番 前田 徹一 君
11番 平松 洋一 君
13番 寺本 修一 君
16番 宮尾 秀行 君

10番 元山 秀志 君
12番 川尻 成美 君
15番 草野 安道 君

3 欠席議員（1人）

14番 岡部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長	竹崎一成 君	副町長	藤崎正司 君
教育長	岩田繁義 君	総務課長	松本俊造 君
企画財政課長	川尾敏浩 君	税務課長	長崎十三男 君
住民生活課長	福井成昭 君	福祉課長	池田康浩 君
健康増進課長	田中公広 君	農林水産課長	佐竹貴幸 君
商工観光課長	釜辰信 君	建設課長	鎌倉博之 君
上下水道課長	平田秀臣 君	教育課長	白坂達也 君
スポーツ・文化振興課長	内田照也 君	コミュニティセンター課長	志水哲治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田 貴司 君 次長（課長補佐） 窪田 和彦 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

- 2 川辺川ダム建設促進協議会総会
期 日 令和3年7月6日（火）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和2年度事業報告について外

- 3 三期成会合同定期総会
期 日 令和3年7月6日（火）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和2年度事業報告について外

- 4 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 令和3年7月13日（火）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 副議長の選挙、令和2年度繰越明許費の報告について外

- 5 水俣・芦北地域振興推進委員会と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 令和3年7月14日（水）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 第7次水俣・芦北振興計画 令和4年度実施計画編について外

- 6 南九州西回り自動車道建設促進期成会役員会
期 日 令和3年7月16日（金）
場 所 ホテルキング（出水市）
内 容 令和2年度事業経過報告について外

- 7 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）
期 日 令和3年7月20日（火）
場 所 大津町文化ホール
講 師 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授 鍵屋 一 氏
内 容 講演：演題「コロナ禍での自治体防災マネジメントと議員の役割」

- 8 令和2年7月豪雨犠牲者追悼式
期 日 令和3年7月25日(日)
場 所 芦北町民総合センター(しろやまスカイドーム)
- 9 芦北消防署新庁舎建設事業及び災害復旧事業完了に伴う庁舎見学会
期 日 令和3年7月29日(木)
場 所 芦北消防署
内 容 事業の完了報告、庁舎及び訓練塔の見学会
- 10 水俣芦北地区中山間地域総合整備事業(広域連携型)推進協議会総会
期 日 令和3年7月30日(金)
場 所 芦北町役場3階大会議室
内 容 令和2年度事業実績及び歳入歳出決算について外
- 11 熊本県町村議会議長会第1回正副会長会議(WE B開催)
期 日 令和3年8月6日(金)
場 所 芦北町役場議員控室
内 容 令和2年度決算について外
- 12 熊本県町村議会議長会第2回理事会(WE B開催)
期 日 令和3年8月17日(火)
場 所 芦北町役場議員控室
内 容 令和2年度決算について外
- 13 熊本県町村議会議長会正副議長研修会(WE B開催)
期 日 令和3年8月25日(水)
場 所 芦北町役場議員控室
講 師 進藤技術事務所所長・工学博士 進藤 勇治 氏
内 容 講演: 演題「SDGsの国際的な取組の現状と展望、日本の役割」

令和3年9月6日

芦北町議会議長 宮尾 秀行

芦町監第17号
令和3年8月10日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和3年7月31日

3 検査実施日

令和3年8月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	2,218,273,816 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,185,223,894 円
	歳入歳出外現金	102,914,568 円
	計	7,506,412,278 円
水道事業会計		338,874,628 円

議員派遣の結果報告

1 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）

（１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため

（２）期 日 令和３年７月２０日（火）

（３）場 所 大津町文化ホール

（４）内 容 講演

演題：コロナ禍での自治体防災マネジメントと議員の役割

講師：跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部

教授 鍵屋 一 氏

（５）派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

令和３年９月６日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和3年第4回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君から欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番 古村君、
8番 白坂君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

先の8月8日からの台風9号や停滞する前線に伴う大雨により、九州北部地方をはじめとする全国の広い範囲において、河川の氾濫や土砂崩れなどの被害が発生し

ました。この被害により亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましては、一部の地区において道路の陥没等が見受けられたものの、幸いにも大きな被害には至っておりません。今後も台風の発生、秋雨前線の活発な活動なども予想されるところから、継続して気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら、防災・減災に向け、万全を期してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種におきましては、現在、町内医療機関の協力のもと、接種対象である12歳以上の8割を超える方が1回目の接種を終えられており、順調に進められている状況であります。今後も希望される方の早期の接種完了に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、御説明申し上げます。

本定例会には、熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更に係る専決処分の承認1件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告、並びに芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告、また、令和2年度芦北町一般会計をはじめ、特別会計7件の歳入歳出決算認定、並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る議案を含めた認定等9件、令和3年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算4件、さらに、条例の一部改正及び計画策定の議案4件、工事請負契約の締結6件、合計27件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、8月20日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容としましては、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体であるくまもと県北病院機構設立組合が令和3年4月1日から、玉名市玉東町病院設立組合へ名称変更し

伴う改正となります。

本規約は、熊本県知事の許可のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

第6 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、報告第6号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。

資料をお配りしておりますので、資料の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに、実質赤字比率です。実質赤字比率は普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値としては現れてまいりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字比率を示すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては現れてまいりません。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負

担する元利償還金等の比率です。3カ年の平均を求めていることになっており、令和2年度は前年度から0.1ポイント減の4%となっております。なお、比率が18%を超えると、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに、35%以上になりますと、財政再生団体となります。

将来負担比率です。将来負担比率は、一般会計等が将来負担をすべき実質的な負債が標準財政規模に対し、どの程度あるかを表す比率です。充て可能な財源が負債の額を上回っており、前年同様に数値は算定されませんでした。

以上、全ての指標が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態であるといえます。

最後に、資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表すものですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

-----○-----

第7 報告第7号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、報告第7号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について、報告を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 報告第7号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、公表することになっております。

芦北町教育委員会におきましても、令和2年度分の報告書を作成いたしましたので、今回議会に報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、コミュニティセ

ンター課、生涯学習課の事業について、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の1ページ、2ページに、事業ごとの評価結果をまとめております。

評価結果につきましては、A B C Dの4段階に加えて、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨災害の影響により実施ができなかった事業については、評価無しとしております。全62事業中、A評価が32事業、51.6%、B評価が17事業、27.4%、評価無しが13事業、21.0%、C及びDの評価はございませんでした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回は、大分項目が増えているようでございます。また、中身ははっきり、詳細は見ませんでしたけども、まず教育長の見解はこれを見て、例年に比べてどうだったのかという総合評価、大綱的な評価の見解をいただきたいと思えます。

それが1点と、熊日新聞で9月1日に全国学力テストの県別で評価はされましたけども、各我が町の小中学校の評価が教育委員会のほうに来ていれば、お教えいただければなというふうに思います。なければ、いいです。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） それでは、お答えいたします。

まず1点目、この結果について、総合的にどうなのかと。確かに、昨年度はコロナ禍、それと水害によりまして、実施できなかった事業が多数ございます。その件につきましては、当然、評価はございませんでしたけど、新しい項目の中で、数点、取組を行ったところでございます。昨年度、実際、災害等でできませんでしたので、その新しい項目については、今年度からさらに充実したところで取り組んでいきたいということで考えております。

それと、全国学力テストの結果でございますけども、芦北町の状況が来ております。これは小学校6年生の国語と算数、それと中学校3年生の数学と国語が対象となっております。全ての項目において、県平均及び全国平均を上回った結果とな

りました。初めてのこの学力調査結果の中で、芦北町として初めて全国を上回ったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これで、報告第7号を終わります。

-----○-----

第 8 認定第 1号 令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 2号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第 3号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第 4号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第 5号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第 6号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第 7号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第15 認定第 8号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 議案第46号 令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、認定第1号「令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第16、議案第46号「令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただいま一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省

略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し、質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。

質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 令和2年度決算、芦北町の財政状況について、2点、お聞きいたします。

令和2年度は、コロナ、また災害等により、財政調整基金の繰り入れは、町長の決断によって8億5,000万円程度であったが、国・県からの支援もたくさんあったと思います。現在、残高の推移はどうなっていますか。

2つ目は、先ほど、報告第6号で芦北町の財政は健全であると報告がありましたが、まだまだコロナウイルスの収束が見えず、災害からの復旧も道半ばの状況にあり、今後の財政状況はどう見込んでいますか。2点をお聞きします。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答えいたします。

令和2年度は、コロナ禍の中、令和2年7月豪雨の災害復旧に対し、先ほどからありましたけども、町長の日でも早い復旧・復興をとの政策方針に基づきまして、国・県などの特定財源を待つことなく、速やかに、そして確実に復旧事業を実施することを最優先事項として、財政調整基金を8億5,000万円程度、予算化したところであります。

その後、激甚災害の指定等によりまして、国・県等の補助率の嵩上げがなされました。また、交付税措置の高い有利な起債を確保するなどいたしまして、一般財源を抑えることができまして、結果的には1億5,000万円程度の繰り入れで済んだところであります。

財政調整基金の推移ということでございましたけども、平成19年度に14億円程度になりまして、そこから令和元年度末まで14億円台を維持してきております。昨年度の豪雨災害によりまして、残高が13億円程度となりました。今後もしばらくは、災害の復旧・復興を最優先となるような状況が続くことになろうかというふうに考えているところであります。詳細な金額につきましては、お手元に配付済みであります財産調書のほうを見て確認をいただければというふうに思います。

次に、今後の財政状況ということで、決算とは少し離れますけども、ちょっとお答えしたいと思います。

昨年度は、決算額にしますと、通常レベルからしますと1.8倍程度、歳出が膨らんでおりまして、財源を確保するのに非常に苦労した年でありました。結果的に

は、先ほど申し上げましたとおり、なるべく補助率の高い補助事業、あるいは交付税措置の高い起債を借り入れを行うなどして、財源確保には努めてまいったところでもあります。その結果、財政調整基金の取り崩しを1億5,000万円程度で済んだわけでございますけども、令和2年度末の地方債残高、この後、一般会計の補正予算の審議がありますけども、そこの最後のページに見込みがございますけども、比較しますと1.3倍程度に膨らんでおります。とはいいいましても、1日も早い復旧・復興を最優先として投資をしていく状況というのは、今後、数年間続くものというふうに思っておりますし、財政状況は厳しくなるというのは予想されることだと思っております。

令和2年度の借り入れに係る償還金のうちですね、地方交付税に算入されない額、いわゆる一般財源で返済しなければならないような額というのが約2億円というふうに見積もっております、その2億円を年度末におきまして減債基金へ積み立てを行って、後年度の償還財源を確保することができましたとともに、今後のその将来についてもですね、検討を重ねて対応してきたところであります。今年度も起債の借り入れが多くなることが予想されますので、減債基金をうまく活用した将来の負担増に備える、こういったことを検討していく必要があるだろうなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 8億5,000万円、本当にですね、素早い準備をしていて、全体的には1億5,000万円程度で済んで、いわゆる13億円程度、財調が今のところ、まだ確保されているということでした。

財政調整基金というのは、そもそもがもう伝染病、また災害等の備えのために積み立てられておると認識しております。それで、町長の判断によってですね、素早い、今答弁ありましたように、8億5,000万円ずっと繰り入れられたわけですけども、先ほども言いましたように、まだこの伝染病、コロナも災害も道半ばです。だから、やっぱり今13億円程度、自治体の本文である福祉の増進というのを常にもっていただいて、コロナ、また災害等で苦しんでいる人、先行きに不安をもっている方々には、この財調をですね、少しばかりといいますか、取り崩して、そこに町独自の何か施策を考えていただきたいと、このように思って、所管じゃないものですから、ちょっと聞かせてもらいました。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかにありませんか。

○12番（川尻成美君） 私も関連ですけども、私は町長のほうに今後の見通しについ

て申し上げますと、要するに決算の監査意見書、あるいは成果説明書を眺めたときに、経常収支比率が94.4%、2.3ポイント上がったということで、しかしながら、うちは基金を積み立てておりますので、その今言われたとおり、それで賄っているから、実質はそう問題はないという評価であります。大変な時期だったというふうに思いますし、今後もコロナ、災害に向けて、着々と投資的な経費がいるわけでありまして。そして、おまけに私が危惧するのが、この人口ビジョンを見てみましたが、この予測では約5年間で1万4,000人弱が減りますね。しかし、この災害で大きく世帯数も、我が町から離れていかれる方もおられるんじゃないかというふうに予測しますので、今後さらに税収、今、自主財源が2割ぐらいしかないと思いますけども、それがどうなっていくのかというのが危惧されますが、それをやっぱりこの決算は次年度の予算に反映することが決算の審査でありますし、今後、次年度だけじゃなくして、10年後、15年後を見越した計画的なやっぱり財政運営というのを、やっぱり構築していかなければいけない。当然、地方交付税はもう下がっていきますので、そこをどうすればいいのかなというふうに、やはり町長のリーダーシップが不可決ではなかろうかと思っておりますので、大綱的にでよろしゅうございますので、一言、今後の構想をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人口減につきましてはですね、もういつも申し上げておりますけれども、全国的に日本列島、縮小してっております。その中で、人口減とも真正面から向き合いながら行政運営をしていくというのは、もう当然のことですが、先の国勢調査におきまして、人口が予想よりも減っております。これは今おっしゃいましたような、災害等の事情でございまして、こういう方々が一日も早くふるさとに帰って来られるようにですね、私どもも鋭意努力を傾けてまいりたいと思っております。

また、5年後、10年後の財政の計画につきましては、担当課と常時打ち合わせをしておりますので、まずは現状をどう切り抜けていくかということ、そして2年後、3年後、5年、10年後に及ぼす影響等も十分にですね、多方面から精査しながら、財政計画を立てていくということです。

財政の基本は、「入りを図りて出を制す」という言葉がありますが、こういう非常時にありましてはですね、出を制しておっては、なかなか困った方々をですね、やはり御支援することはできないということでもありますので、その辺はある程度ですね、やはり支出については決断も必要な時期も出てまいりますし、また分野においては当然していかなければいけないということです。結果、数値として出てくるわけでありまして、我々はもうその数値は大事でありますけれども、まずやるべ

きことをやって、そして結果としての数値を精査し、謙虚に受け止めて、次に反映していくということでございます。この姿勢につきましては、議会の議員の皆さん方の御理解と御協力が何よりでございますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から議案第46号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

-----○-----

第17 議案第47号 令和3年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第47号「令和3年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第47号、令和3年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,342万5,000円を追加し、総額を154億8,006万2,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

歳出から説明いたします。

予算書は11ページをお開きください。

款2総務費です。項1目5財産管理費の152万円は、サテライトオフィス計石が町の直営となり、負担することとなった電気料と、旧芦北幼稚園施設の貸し付けによる電気料及び水道料で、共に建物貸付収入等を財源とするものであります。

目6企画費については、熊本県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金制度の拡充に伴い、移住定住推進事業補助金の財源を一般財源から、この熊本県の財源のほうに組み替えるものであります。

目7 電子計算費の64万2,000円は、役場で使用しております文書管理システムのサーバーが導入から6年を過ぎ、システムの経年劣化が進み、起動不能やネットワーク通信障害等によって稼働が不安定となるなどの不具合が頻繁に発生しているため、クラウド化を含めたシステム更新を行い、安定した文書管理を行うクラウド回線等の通信サービス使用料です。

目12 防犯対策費の67万1,000円は、個人が自宅等に設置する防犯カメラ設置支援事業において、防犯への住民の意識や関心が高まっており、当初の想定数を超えた相談に対応するため、10件分を追加措置するものです。

目17 生活応援経費については、熊本県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金制度の拡充に伴い、財源を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から、熊本県の交付金へ組み替えるものです。

次に、款3 民生費です。項1 目2 障がい者福祉費の1,039万6,000円は、障がい者自立支援給付費等負担金、障がい者医療費等負担金及び特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金の実績に伴う過年度国庫負担金等の精算償還金です。

目4 高齢者福祉費の166万6,000円は、介護保険事業特別への繰出金です。

項2 目1 児童福祉総務費の156万3,000円は、認定こども園すくすくの園舎改築に伴う国・県補助金の補助要綱改正による増加分37万2,000円と、子ども・子育て支援事業及び保育環境改善等事業の実績に伴う過年度国庫負担金等の精算償還金119万1,000円です。

目2 児童措置費の378万7,000円は、子どものための教育・保育給付事業、また目3 母子福祉費の7万1,000円は、ひとり親家庭等日常生活支援事業の、それぞれ実績に伴う過年度国庫負担金等の精算償還金です。

予算書は12ページになります。

続いて、款4 衛生費です。項1 目1 保健衛生総務費の43万5,000円は妊娠出産包括支援事業及び熊本縣市町村等自殺対策推進事業、目2 予防費の134万5,000円は、疾病予防対策事業と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、目5の健康増進事業費の2万5,000円は健康増進事業の、それぞれ実績に伴う過年度国庫負担金等の精算償還金です。

目6 生活排水対策事業費の171万8,000円は、農業集落排水事業特別会計繰出金です。

続いて、款の5 農林水産業費です。項1 目3 農業振興費の1,358万9,000円は、米田・丸山地区の地域営農組織が導入する4条植え田植機1台に対する熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金70万9,000円と、福浦果樹省力化

組合が導入する剪定枝粉碎機ほか2組合の機材導入に対する攻めの園芸生産対策事業補助金967万5,000円、農業者の減少と高齢化が進む中、将来にわたって農業を担う経営体を確保するための経費に対する経営継承発展等支援事業補助金300万円で、多面的機能支払交付金の20万5,000円は、29組織の営農組織のうち、計画変更4組織、新規参入1組織により、協定農用地の面積増加に伴う図面作成業務及び支払交付金の増額です。

目6灌がい配水改良事業費の1,096万8,000円は、佐敷川に係る相川橋の下流にある相川頭首工が油圧ホースの経年劣化により油漏れを起こす危険性が高いということが判明したため、交換を行う修繕料97万2,000円と、豪雨災害で被災した大尼田、吉尾、白木地区の農地基盤整備に係る換地等調整業務委託料502万7,000円、及び県の負担金496万9,000円です。

予算書は13ページになります。

目8中山間地域等直接支払事業の78万4,000円は、協定農用地の旧集落の面積変更に伴い図面作成等が必要となったため、中山間地域等直接支払制度図面作成業務委託料29万3,000円と、その交付金49万1,000円です。

目9中山間地域総合整備事業費の1,702万円は、県営事業である圃場整備や農道整備で、事業工区の増に伴う中山間地域総合整備事業負担金1,704万円と、圃場整備の事業量変更に伴う中山間地域農地集積促進事業補助金の減額2万円です。

目13豪雨災害対策費の1億6,701万円は、令和2年7月豪雨災害に係る農政局との協議のための出張旅費7万円と、豪雨災害で被災した農業者が豪雨災害対策費として金融機関から受けた融資に係る利子補給1万円、及びその保証料1万5,000円、また令和2年7月豪雨で被災した農業用機械、農機具格納庫、農業用ハウスの再取得、修繕の追加要望に伴う農業担い手づくり総合支援交付金1億6,691万5,000円です。

項2目2林業費の201万8,000円は、有害鳥獣被害対策事業補助金において、当初の見込みを上回る要望があるため、20件分を追加するものです。

項3目2水産産業振興費の50万円は、新たに漁業者として就業するために必要な船舶購入を支援する新規漁業就業者支援事業補助金で、1名に対し、上限額の50万円を補助するものです。

予算書は14ページになります。

款6商工費です。項1目2商工業振興費の1,533万9,000円は、サテライトオフィス計石の町直営化に伴い、熊本電力が布設していった設備を町で設置するためのインターネット配線に係る修繕料5万円、光回線に係る電話料7万2,000円、施設管理委託料100万8,000円と、エアコンの購入費176万9,000

0円です。

また、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、商工業者のビジネス展開を支援するため、従業員へのPCR検査費用と、オゾン発生装置とウイルス除去や抑制機能の付いた機器の購入まで補助対象を拡充した新しい生活様式ビジネス展開補助金1,104万円と、町4区商店街の街路灯のLED化に対する商店街リノベーション支援事業補助金140万円です。

目5御立岬公園費の748万2,000円は、御立岬公園のマリンハウス、既存キャンプ場及び新たに整備を計画しているキャンプ場のWi-Fi環境整備に向けた調査設計業務委託料261万1,000円と、熊本県観光連盟から支援を受け、新型コロナウイルス感染症対策として実施するためのマリンハウスのカーテンやカーペット、布団などの買い替え等に要する備品購入費487万1,000円です。

款7土木費です。項2目5豪雨災害対策費の6,000万円は、被災した道路・河川の災害復旧に係る建設機械等借上料が見込みより増えたため、15カ所分を増額するものです。

項3目2河川改良費の376万2,000円は、田浦川と宮田川の合流箇所において、宮田川出口が上流を向いており、宮田川の流れに支障があることから、出口を下流側へ付け替えるための測量設計委託料です。

目4砂防費の1,620万円は、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンからの移転4件分と、土砂災害警戒区域イエローゾーンからの移転1件分でございます。

目6豪雨災害対策費の84万円は、8月11日からの大雨に伴う2カ所の宅地内土砂撤去に係る小災害復旧事業補助金です。

予算書は15ページになります。

款8消防費です。項1目3消防施設費の45万9,000円は、個人の住宅敷地内にある防火水槽を町が取得することとなったため、登記委託料2万4,000円と、安全柵の設置工事10万円、及び土地取得に係る公有財産購入費33万5,000円です。

目4災害対策費の290万円の減額は、県が新たに想定最大規模L2の浸水想定区域を作成し公表したことに伴う、本町の防災マップデータの更新委託料110万円と、特例土砂災害危険住宅移転促進事業補助金400万円の減額につきましては、砂防費に予算組替を行ったことによる減額でございます。

次に、款の9教育費です。項1目3教育指導費の17万1,000円は、中学生全員が受験する英語検定の受験費用改定に伴う英検受験補助金の増額です。

項2小学校費、目1学校管理費の752万8,000円のうち、節14工事請負費の404万8,000円と、項3中学校費、目1学校管理費の節14工事請負費

の723万8,000円は、コロナウイルス対策として手洗励行を促すために、町内小学校の中で1人当たり手洗水栓数が不足している湯浦小学校と佐敷中学校に手洗い場を増設する工事費です。

項2小学校費に戻ります。目1学校管理費の752万8,000円のうち、節17備品購入費の348万円は、令和4年4月から佐敷小学校へ統合する吉尾小学校の児童を送迎するためのスクールカー購入費です。

項2小学校費、目2教育振興費の122万円と、項3中学校費、目2教育振興費の133万円は、新型コロナウイルス感染症対策として修学旅行時に密を避けるため、貸し切りバスや宿泊部屋数を増やすことで増額となる保護者負担金を補助するものであります。

予算書は16ページになります。

項4目3公民館費の17万1,000円は、桑原公民館の照明器具と換気扇交換、及び田川公民館トイレ改修に係る地区公民館建設補助金です。

目12文化財費の116万5,000円は、令和2年7月豪雨で被災した葦北鉄砲隊の火縄銃7丁と、湯の香太鼓4台の修繕に係る芦北町地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金です。

項5目5豪雨災害対策費の795万3,000円は、令和2年7月豪雨により、吉尾運動公園へ堆積した土砂撤去に係る建設機械等借上料680万円と、公園内にあった休憩所の解体工事115万3,000円です。

款の10災害復旧費です。項1目1農地災害対策費の5,000万円は、農業用排水路及び農地の土砂撤去の要望が見込みより増加したことに伴う建設機械等借上料の増額です。

目3農業用施設災害復旧費の3億716万3,000円は、令和3年度発注予定の復旧工事のうち、災害復旧の事業費が実施設計完了に伴い確定したことによる増額です。

項2目1公共土木施設災害復旧費の257万6,000円は、8月11日からの大雨により被災した町道野積丈迫線の復旧に係る測量設計業務委託料です。

次に、歳入について説明いたします。

予算書は8ページになります。

款の10地方交付税です。項1目1地方交付税の2,620万2,000円は、強い農業担い手づくり支援交付金に係る特別交付税です。

款12分担金及び負担金です。項1目1農林水産業費分担金の434万5,000円は、中山間地域総合整備事業に係る受益者分担金です。

款14国庫支出金です。項1目2衛生費国庫負担金の24万2,000円は、当

初予算で計上していましたが健康管理システム改修に係る国庫負担金が内示により確定したことに伴う感染症予防事業等国庫負担金でございます。

項2目1総務費国庫負担金の1,362万3,000円の減額は、新たに県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金にメニューが追加されたために、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から財源を組み替えたことによるものです。

目2民生費国庫補助金の12万4,000円は、認定こども園すくすくの園舎改築に係る国庫補助金の補助要綱改正に伴う子ども・子育て支援整備交付金の増額です。

目7農林水産業費国庫補助金の142万5,000円は、県の事業で新たに追加された大尼田、吉尾、白木地区の農地基盤整備に係る国庫補助金です。

目の9消防費国庫補助金の50万円は、防災マップデータ更新に係る社会資本整備総合交付金です。

款15県支出金です。項2目1総務費県補助金の4,315万3,000円は、葦北鉄砲隊の火縄銃と湯の香太鼓の太鼓修繕に充当する球磨川流域復興基金116万5,000円と、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの組み替え等に係る県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金4,198万8,000円です。

目2民生費県補助金の32万4,000円は、保育所等の副食費に対する少子化総合交付金20万円と、認定こども園すくすくの園舎改築に係る県補助金の補助要綱改正に伴う子ども・子育て支援整備交付金の増額12万4,000円です。

目4農水産業費県補助金の1億3,352万6,000円は、協定農用地の旧集落の面積変更に伴う中山間地域等直接支払事業費補助金36万8,000円と、大尼田、吉尾、白木地区の農地基盤整備に係る農業・農村整備推進交付金38万8,000円、圃場整備の変更に伴う中山間地域農地集積促進事業補助金の2万円の減額、営農組織の変更と追加に伴う多面的機能支払交付金の増額15万3,000円と、剪定枝粉碎機等の機材を購入する生産組合等3事業体に対する攻めの園芸生産対策事業補助金483万7,000円です。

予算書は9ページになります。

米田・丸山地区の地域営農組織が購入する農機具に対する熊本土地利用型農業競争力強化支援事業補助金70万9,000円、追加要望のあった強い農業担い手づくり総合支援交付金が1億2,707万7,000円、豪雨災害で被災した農業者が金融機関から受けた融資に係る利子とその保証料の県負担分、それぞれ7,000円です。目5商工費県補助金の70万円は、町4地区商店街の街路灯のLED化に対する商店街リノベーション支援事業県補助金です。

目6 土木費県補助金の1,200万円は、土砂災害特別警戒区域からの移転に係る4件分の県補助金です。

目8 災害復旧費県補助金の3億532万円は、事業費の確定により増額となった農業用施設災害復旧費補助金です。

款16 財産処分です。項1目1 財産貸付収入の129万4,000円は、サテライトオフィス計石と旧芦北幼稚園の建物貸付収入です。

款18 繰入金です。項1目1 介護保険事業特別会計繰入金の9万7,000円は、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の実績に基づく一般会計への繰り入れです。

項2目12 財政調整基金繰入金の1,841万6,000円は、災害復旧関連費として繰り入れるものです。

款19 繰越金は、最後に説明いたします。

予算書は10ページになります。

款20 諸収入です。項4目2 雑入の705万円は、建物貸付を行う旧芦北幼稚園の電気使用量の60万円と水道使用料15万円、また民間団体からの補助金である経営継承発展等支援事業に充当する補助金150万円、及び御立岬公園マリンハウス用備品購入に充当する宿泊業者による感染防止対策等支援補助金480万円です。

款21 町債です。項1目2 民生費の10万円は、認定こども園すくすくの園舎改築の増額に係る児童福祉施設整備事業債です。

目3 農林水産業費の1,750万円は、攻めの園芸生産対策事業補助金と中山間地域総合整備事業負担金へ充当する農業振興事業債です。

目5 土木費の2,070万円は、増額した災害復旧に係る建設機械等借り上げで、道路復旧に充当する道路整備事業債1,700万円と、宮田川測量設計業務委託料へ充当する河川整備事業債370万円です。

目7 教育債の340万円は、吉尾小学校のスクールカー購入へ充当する学校教育施設整備事業債です。

目8 災害復旧債の8,720万円は、農地災害復旧に係る建設機械等借上料の増額に充当する農地災害復旧事業債1,400万円と、災害復旧事業債の確定等により増額する農業用施設災害復旧事業債2,340万円です。また、増額した道路等の災害復旧に係る建設機械等借り上げに充当する公共土木施設災害復旧事業債4,300万円と、吉尾運動公園の災害復旧に充当する社会体育施設災害復旧事業債680万円です。

最後に、予算書9ページの最下段、款の19繰越金です。歳入歳出不足額5,343万円に対し、前年度繰越金を充当するものであります。

予算書の5ページをお願いします。

第2表地方債補正について、説明いたします。表の上段、追加につきましては、学校教育施設整備事業債340万円、社会体育施設災害復旧事業債680万円を追加し、児童福祉施設整備事業債から公共土木施設災害復旧事業債まで7事業、4億5,570万円から5億7,440万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

また、17ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 1点だけ、お聞きいたします。

ページは14ページの2の商工業振興費、節の18新しい生活様式のビジネス展開事業補助金1,100万円が組みまれております。見てみますと、国・県のほとんどが支出金の事業でありまして、結構なことではなかろうかと思っております。具体的にどのような事業内容なのか、ひとつ説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） お答えします。

本補助金は、感染予防対策に取り組む事業者に対し、事業費の4分の3、上限50万円を補助するものでございます。令和2年度は、申請業者が60件ほどありました。それに対して、令和3年度、本年度予算に500万円を入れておりましたが、今までの状態で16件申請がっております。まだまだ商工業者の皆さんから問い合わせが多くございまして、コロナ対策、その拡充をお願いしたいということになっております。

それに対しまして、補助対象となる幅をちょっと広げております。感染防止対策に対する設備の導入が対象となっておりまして、セルフレジや換気扇、そして今回新たに設けるのがPCR検査、商工業の皆様に対してPCR検査の自己負担分を補助の対象とするものでございまして、今後も収束が見えないコロナ禍の中、1,100万円の補正を組んだものでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 説明によりますと、非常に商工業の皆さん方から期待されておるような事業のようでございます。ひとつこの振興につきましては、商工振興課のほうで積極的に頑張っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。草野君。

○15番（草野安道君） 1件だけ、お尋ねします。

ページは、15ページの目3でございますが、消防施設費の中で防火水槽設置工事、また土地購入等がありますけれども、金額はいいんですけれども、地区名をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

本防火水槽が設置してございますのが芦北地区でございますが、住宅地の中に一角のみ、10㎡ぐらいのですね、水道用地が残っておりますので、今後、安定的に水道用地として使用するために、今回、町に名義を回復・購入をするというふうな予算でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。楠原君。

○1番（楠原清照君） 確認ですけれども、誠に重箱の隅をつつくようで申し訳ありませんけれども、確認だけお願いいたします。

12ページのですね、款5農林水産業費、項1農業費、3農業振興費の説明の中の、4行目の多面的機能支払交付金とありますけれども、財政課長は今説明では、支援交付金というふうにおっしゃったんじゃないかと思えますけど、その点、ちょっと確認だけお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） ここに記載のとおり、支払交付金が正しいところでございます。誤った説明でありました。訂正して、お詫び申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） これも確認になりますが、15ページにですね、小学校・中学校の教育費が載っています。今日は補正予算ですので、修学旅行の補助金ということで、さっき説明ではバスの増車とか、あるいは部屋割を大きくするとか、いろいろありましたが、基本的にですね、予算は問題ないんですけど、こういうコロナの大変な時期に当たっておりますが、今日出されたということは、これはもう今現在としては修学旅行をやるという前提で考えておられるんですかね。

それと、場所ですけど、県外の方に行かれるのであればですね、特にそういう注意が必要だと思いますが、教育課の考えをですね、お聞かせいただければと思います。予算についてじゃなくてですね、基本的な考え方で結構です。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） この教育費の中のコロナウイルス感染症対策の修学旅行の補

助金でございますけれども、この学校行事につきましては、学校長が判断するというようなところでございます。その中で、この学校行事の中で修学旅行というのは非常に大切な行事だと、私どもも認識しているところでございます。それで、やるような方向で今検討はしております。その中で、やはり先ほどバスの台数を増やしたり、部屋の数を増やしたりというようなところの要望が出てきております。

また、県外の修学旅行、場所についても、学校の中で保護者、それと児童・生徒等々の意見を踏まえながら、学校のほうで今協議を重ねているところでございます。

時期的なところでも、来月中旬から11月、12月を予定したところで実際やって、考えておりますけれども、なるべくリスクの少ない時期等々を踏まえて、旅行者等々の意見等も考えながら、学校のほうで今現在検討中というところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ありがとうございます。

コロナ対策というのは、大変、状況が状況でございますので、子どもたちにとってはですね、なかなかないと、1回切りの修学旅行でございますので、非常に思い入れが後々出てくる事業ではございますが、状況を判断して、特に教育委員会からですね、これは校長が判断するというところでございますけれども、的確な、特に学校次第ではクラスターが出たりしていますから、そういう修学旅行等でですね、遺憾なことがないように適切な御指導をですね、お願いして、対応を図っていただきたいと。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 情報等々につきましては、常に学校等に情報は提供してございますし、また指導等につきましても教育委員会と、教育委員会をいろいろ開催しながら、それと県の意向と、国の意向等はございますので、その点のところを踏まえて、再度、学校のほうに促していきたいと思っておりますので、おるところでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

ここで、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

-----○-----

第18 議案第48号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、議案第48号「令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 議案第48号、令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ124万3,000円を追加し、総額を29億8,924万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款8諸支出金の項1目5償還金124万3,000円は、特定健診等の令和2年度の事業実績に伴います国庫県費負担金の精算償還金でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款6項1目1繰越金の124万3,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第19 議案第49号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、議案第49号「令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第49号、令和3年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万円を追加し、総額を24億662万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款5諸支出金の項1目2償還金1,152万3,000円は、介護給付費地域支援事業費の令和2年度の事業実績に伴います国庫負担金、県費負担金等の精算償還金でございます。

項3目1他会計繰出金9万7,000円は、低所得者保険料軽減負担金の令和2年度の事業実績に伴います一般会計への繰出金でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款4支払基金交付金の項1目1介護給付費交付金365万7,000円は、令和2年度の実績に係る追加交付金でございます。

款5県支出金の項1目1介護給付費負担金47万1,000円は、令和2年度の実績に係る追加交付金でございます。

款7繰入金の項1目1介護給付費繰入金166万6,000円は、令和2年度の実績に伴うものでございます。

款8繰越金の582万6,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第20 議案第50号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第50号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第50号、令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ171万8,000円を追加し、総額を3億9,771万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1項2目2芦北地区農業集落排水施設管理費の171万8,000円は、芦北処理場の放流ポンプ取替に係る修繕料127万円と、配水管設置に必要な用地取得に伴う登記委託料25万1,000円、及び土地購入費19万7,000円でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款5項1目1一般会計繰入金の171万8,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正予算とするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第21 議案第51号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第51号「令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 議案第51号、令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ102万6,000円を追加し、総額を3億802万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款4 諸支出金の項1目1 保険料還付金102万6,000円は、令和2年7月豪雨に伴う令和2年度中の保険料減免に係る償還金でございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款5 諸収入の項2目1 保険料還付金102万6,000円は、熊本県後期高齢者医療広域連合からの前述の歳出還付に係る保険料の還付金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第22 議案第52号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第22、議案第52号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 議案第52号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、法律の改正に伴い、町が徴収していた個人番号カードの再交付手数料を地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったため、別表に規定している個人番号カードの再交付手数料を削るものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 3 議案第 5 3 号 芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 3、議案第 5 3 号「芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第 5 3 号、芦北町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、条例中に引用している過疎地域自立促進措置法が改正され、新たに過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法に変更となったため、所要の改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 4 議案第 5 4 号 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 4、議案第 5 4 号「芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第 5 4 号、芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化

のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、道路管理者のバリアフリー基準適合対象に旅客特定車両停留施設が追加され、また同じく国土交通省令の一部改正により、旅客特定車両施設の構造に関する基準が定められました。

これらを踏まえ、本条例に同様の規定を設けるため、所要の改正を行うものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） この条例が定められますと、これに基づいた町道が必要になる箇所があると思います。幅とか、そういうのは関係ないんですかね。満たしておるんですかね、これに対して。どんなですか。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 今回の条例改正につきましては、旅客特定車両停留施設の部分でございまして、それはですね、道路管理者が整備・運営するバス、タクシー等の専用ターミナル等のことを申し上げます。ですので、これにつきましては県内対象の施設はないようでございますけれども、一応こういう条例の改正があったために条例の改正を行うものでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第25 議案第55号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第25、議案第55号「芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」を議題とします。

議案第55号は、先の議会運営委員会で委員会付託とする旨の答申がっております。したがって、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は説明を省略することに決定しました。

これから、議案第55号に対し、質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がおりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において常任委員長から御報告願います。

-----○-----

第26 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第26、議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第56号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、芦北町民総合センター特定天井改修工事の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1、契約の目的 芦北町民総合センター特定天井改修工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 2億1,230万4,681円

なお、落札率は97.8%でした。

4、契約の相手方 熊本県熊本市中央区水前寺3丁目3番25号

増永・平松特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 増永組

代表取締役 鷹尾雄二

工事の概要について御説明します。

本工事は、アリーナ天井につきまして、耐震性のある天井への改修を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、県内業者1社と町内業者1社の合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内建築業者A1ランク5社、第2グループに町内建築業者5社を予備選定したところ、共同企業体5社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第27 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第27、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第57号、工事請負契約の締結について御説明申し上げ

げます。

本議案は、芦北町民総合センター改修工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

1、契約の目的 芦北町民総合センター改修工事（建築）

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 1億9,249万5,319円

なお、落札率は97.8%でした。

4、契約の相手方 熊本県熊本市中央区水前寺3丁目3番25号

増永・平松特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 増永組

代表取締役 鷹尾雄二

工事の概要について御説明します。

本工事は、経年劣化により、クラックや錆などが見られる屋根及び外壁の改修を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、県内業者1社と町内業者1社の合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内建築業者A1ランク5社、第2グループに町内建築業者5社を予備選定したところ、共同企業体5社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

第 28 議案第 58 号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 28、議案第 58 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 58 号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、芦北町民総合センター改修工事（機械設備）の請負契約締結の承認に係るものです。

1、契約の目的 芦北町民総合センター改修工事（機械設備）

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 2億6,730万円

なお、落札率は97.4%でした。

4、契約の相手方 熊本県熊本市南区南高江3丁目1番66号

ミナミ・太陽特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 ミナミ冷設

代表取締役 南信次

工事の概要について御説明します。

本工事は、アリーナ天井の改修に伴う天井内ダクトの取り替えと、老朽化した空調整備の更新を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、県内業者1社と町内業者1社の合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内管工事業者Aランク11社、第2グループに町内管工事業者11社を予備選定したところ、共同企業体11社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第29 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第29、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第59号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、芦北町民総合センター改修工事（電気設備）の請負契約の締結の承認に係るものです。

1、契約の目的 芦北町民総合センター改修工事（電気設備）

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 1億3,013万円

なお、落札率は97.2%でした。

4、契約の相手方 熊本県熊本市北区大窪4丁目2番4号

熊本利水・アサヒ電気特定建設工事共同企業体

代表者 熊本利水工業株式会社

代表取締役 前田和幸

工事の概要について御説明します。

本工事は、老朽化した除変電設備、火災報知設備などの更新及び照明のLED化を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、県内業者1社と町内業者1社の合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内電気業者Aランク7社、第2グループに町内電気業者7社を予備選定したところ、共同企業体6社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第30 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第30、議案第60号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、白坂君の退場を求めます。

[白坂議員 退場]

○議長（宮尾秀行君） それでは、本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第60号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、芦北処理場機能強化電気設備工事の請負契約締結の承認に係るものです。

1、契約の目的 芦北処理場機能強化電気設備工事

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 1億1,803万円

なお、落札率は97.8%でした。

4、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2564番地1

新星・白坂特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社 新星

芦北営業所所長 平田忠昭

工事の概要について御説明します。

本工事は、老朽化した除変電設備、動力盤及び非常通報装置などの更新を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、県内業者1社と町内業者1社の合計2社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第1グループに県内電気業者Aランク7社、第2グループに町内電気業者7社を予備選定したところ、共同企業体6社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

ここで、白坂君の入場を認めます。

〔白坂議員 入場〕

-----○-----

第31 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第31、議案第61号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第61号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本議案は、堆積土砂排除事業土砂撤去工事の請負契約締結の承認に係るものです。

1、契約の目的 堆積土砂排除事業土砂撤去工事

2、契約の方法 指名競争入札

3、契約の金額 4億4,770万円

なお、落札率は98.9%でした。

4、契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字田浦735番地1
平松・泉・浪本特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社 平松建設
代表取締役 佐々木創吾

工事の概要について御説明します。

本工事は、令和2年7月豪雨により宅地等に堆積した土砂を、仮置場から天草市御所浦の最終処分場へ海上運搬を行うものです。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事を確実に施工するため、町内土木業者3社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、町内土木業者を経営審査の総合評点の順で21社を予備選定したところ、共同企業体7社が組成されました。

入札は8月20日に執行し、仮契約を8月23日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第32 要請第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（宮尾秀行君） 日程第32、要請第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

この件につきましては、熊本県町村議会議長会会長からの依頼であり、内容はお手元に配付しております写しのとおりです。

お諮りします。要請第4号については、会議規則第90条第2項の規定により、

委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、要請第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから要請第4号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、要請第4号は採択することに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午前11時50分

令和3年第4回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年9月7日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 楠 原 清 照 君
3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君
9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
16番 宮 尾 秀 行 君

2番 長 口 隆 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 白 坂 康 浩 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（1人）

14番 岡 部 惠美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	長 崎 十 三 男 君
住民生活課長	福 井 成 昭 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	佐 竹 貴 幸 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田貴司君 次長(課長補佐) 窪田和彦君

令和3年第4回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	長口 隆	1 令和2年7月豪雨災害による大規模被害水田の創造的復興対策について	<p>① 令和2年7月豪雨災害により大規模な被害を受けた白木地区、才木地区、大尼田地区、大岩地区、吉尾地区それぞれの河川及び農地復旧の完了は何年度になる見込みか。</p> <p>② 水田復旧については、創造的復興として畑地作物が栽培可能な基盤整備が行われるのか。その基盤整備費用の受益者負担金は、何パーセントになるのか。また、その軽減方策はあるのか。</p>	町 長 担当課長
		2 農業、林業の担い手確保対策について	<p>① 2015年の農林業センサスでは、芦北町の農家総数は1,626戸となっているが、現在ではどのように推移しているのか。</p> <p>② 農業従事者の高齢化が進む中、地域農業の存続には、農業法人等の育成が必要不可欠と思われるが、具体的な対策を講じる考えはないか。</p> <p>③ 新規就農者の過去5年間の実績は何名か。今年度就農者は何名か。</p> <p>④ 新たな森林管理システムが創設され、山林所有者への意向調査が実施されているが、町への管理委託を希望する山林所有者はどの程度あるのか。</p> <p>⑤ 高知県等で実施されている自伐型林業は、森林の水源涵養向上や治山機能回復、</p>	町 長 担当課長

			水産資源保持等にも繋がっている。今後、自伐型林業の推進による担い手の育成を行う考えはないか。	
		3 畜産の振興について	<p>① 黒毛和牛の繁殖牛経営については、町の振興助成により優良系統の雌子牛が導入され子牛の堅調な販売へと成果が上がっており、若手の新規就農者も育っている。今後、更なる発展を遂げるには優良系統の雌母牛群を形成する産地となることが大事と思われる。</p> <p>鳥取県は、低価格の産地であったが、スーパー種牛（白鵬85の3）を育成供用したことにより第11回全国和牛能力共進会（5年毎に開催する和牛オリンピック）に出品し肉牛群全国一位の成績を上げ、現在では全国一位の黒毛子牛価格産地となっている。このスーパー種牛の雌子牛を導入した本町の農家に対し、母牛群の更なる高品質化のため助成を行う考えはないか。</p>	町長 担当課長
2	川尻成美	1 「災害に強い芦北町づくり」について	令和3年8月8日未明から続いた豪雨は、例年の8月分の雨量を大きく上回り、記録的なものであった。昨年の悪夢のような出来事を思い出し、不安にかられ、祈るような気持ちで夜を過ごされた町民も多かったのではないか。幸いにも人的なものを含め、大きな災害はなかったようであり、改めて「災害に強い芦	町長 担当課長

北町づくり」に一議員として取り組んでいかねばと考えたところである。

災害は、「自助」まず自らを守る、「共助」地域コミュニティといった周囲が協力して助け合う。「公助」公的機関による救助・援助の3点が必要と言われている。この中でも、地域、コミュニティの積極的な関与は特に必要である。

(1) 地域の積極的な関与について

① 令和3年5月初旬及び8月8日からの豪雨に対し、行政区長や自主防災組織へ、災害に備えた呼びかけはどう行ったか。また、その結果、どういった取り組みがなされたのか。

② 現在、町職員で運営している避難所について、地域住民をよく把握している自主防災組織と共同で運営するような考えはないか。

避難所は、幼児から高齢者、また何かの支援が必要となる方など、多様な人が利用する施設となり、それぞれに寄り添った対応が必要となる。

(2) 福祉避難所について

① 現在、町が把握している避難行動要支援者は何人か。また、令和3年8月8日からの豪雨に関して何人が避難したか。

② 支援を必要とする全ての方に対する福祉避難所を

			<p>別に設ける考えはないか。</p> <p>(3) 危険箇所の定期的調査について</p> <p>① 災害・被害を未然に防ぎ、拡大しない為には、町道、河川、農道、林道、急傾斜地域などの定期的調査は不可欠であり、県とも協議し調査するべきと考えるが、現状はどうなっているのか。また、今後、定期的調査活動の考えはないのか。</p>	
3	坂本 登	1 園児・小・中学生におけるデルタ株に対する対応について	<p>① これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を合わせて通告時点で33都道府県に発令するほど拡大した。子どもの感染をめぐる状況も大きく変わりました。新学期における園児・小・中学生の学校、学習塾や保育園、学童保育での教職員や子どものワクチン接種やPCR検査及び抗原検査などクラスター対策をどう考えているか。</p> <p>② 長引くコロナウイルス感染症に対応するため、制限され続ける生活スタイルに生きづらさや精神不安な子どもの心に寄り添う居場所をつくる考えはないか。</p>	町長 教育長
		2 中学校の校則について	① 令和3年6月8日付けで、文部科学省から「校則の見直し等に関する取り組み事例について」の通知が出されてい	教育長

		<p>る。3か月が経ちどのように対応したのか。</p> <p>② 教育委員会として校則を定める主体は誰としているのか。また、変更する場合の手続きについてどうなっているのか。</p> <p>③ 学校の決まりや校則などを、生徒の声や保護者の考えを取り入れて決められる仕組みをつくる必要があると思うがいかがか。</p> <p>④ 芦北町教育委員会は校則をどのようにとらえ認識しているか。</p> <p>⑤ 校則に関して子どもの人権をどのように認識しているか。</p>	
	3 芦北町漁業協同組合への補助金、委託料について	<p>① 海岸漂着ごみ収集業務委託料の積算根拠を具体的にお答えください。</p> <p>② 観光うたせ船に関する令和2年度補助金7種類の積算根拠を具体的にお答えください。令和2年度では、7種類の補助金があるが、すべて毎年必要か。そのうち、レディース船のことか、個人の所有船も含まれているのかお答えください。</p>	町 長
	4 みなし仮設及び仮設住宅について	<p>① 災害で仮設住宅やみなし仮設住宅に居る避難世帯は何世帯で何人か。</p> <p>② 避難住民の中には2年間の退去期限を不安視する声があるが、このような住民の不安の声にどう応えるのか。</p>	町 長

4	楠原清照	1 自然災害に対応する気象観測の現状と気象観測の情報提供等について	① 現在の警戒時における雨量等の気象観測の現状はどうなっているのか。 ② 気象観測等の町民への情報提供等についてはどうなっているのか。	町長 担当課長
		2 予防的避難における避難所の環境整備等について	① 避難所の環境向上のための現状はどうなっているのか。 ② 今後の環境改善についてはどう考えているのか。	町長 担当課長
		3 町のシンボルの制定について	① 平成17年、旧芦北町と旧田浦町の合併以来、町の木や町の花、町の鳥、町の歌など、町のシンボルになるものが定められていないが、今後制定する考えはないか。	町長 担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付してあります議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。

通告書は、お手元に配付しております。

質問時間は、従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であり、質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、長口君。

○2番（長口 隆君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年12月の町議会議員補欠選挙において当選いたしまして、初めての一般質問でございます。よろしく願いいたします。

まずもって、昨年7月豪雨災害によりお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、罹災されました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、芦北町では、平成17年1月に、竹崎町長の強い熱意のもと、未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例を全国でもいち早く制定され、基本理念に基づいて本町の基幹産業としての農林漁業の振興の方向性を示されておりますが、基本理念の文言は、自然条件等、地域の特性を生かした収益性の高い安定した農林漁業経営を持続的に発展させる。町民の健康を確保する上で、町民への安全で安心かつ良質で安定的な農林水産物の供給を図る。農林漁業の多様な役割を十分認識し、生産の基となる豊かな自然環境の再生と保全の取組を進める。基本理念には、この3項目が掲げられており、第6条では基本的な施策8項目が示されております。この条例の理念が豪雨災害からの創造的復興の指針となり、農林水産業の復興を成し遂げることを信じ、質問に入ります。

まず主題1、令和2年7月豪雨災害による大規模被害水田の創造的復興対策について。

①令和2年7月豪雨災害により大規模な被害を受けた白木地区、才木地区、大尼田地区、大岩地区、吉尾地区、それぞれの河川及び農地復旧の完了は何年度になる見込みか。

②水田復旧については、創造的復興として畑地作物が栽培可能な基盤整備が行われるのか。その基盤整備費用の受益者負担金は何パーセントになるのか。また、その軽減方策はあるのか。

主題2、農業・林業の担い手確保対策について。

①2015年の農林業センサスでは、芦北町の農家総数は1,626戸となっているが、現在ではどのように推移しているのか。

②農業従事者の高齢化が進む中、地域農業の存続には農業法人等の育成が必要不可欠と思われるが、具体的な対策を講じる考えはないか。

③新規就農者の過去5年間の実績は何名か。今年度就農者は何名か。

④新たな森林管理システムが創設され、山林所有者への意向調査が実施されているが、町への管理委託を希望する山林所有者はどの程度あるのか。

⑤高知県等で実施されている自伐型林業は、森林の水源涵養向上や治山機能回復、水産資源保持等にもつながっている。今後、自伐型林業の推進による担い手の育成を行う考えはないか、お尋ねします。

主題3、畜産の振興について。黒毛和業の繁殖牛経営については、町の振興助成により優良系統の雌子牛が導入され、子牛の堅調な販売へとつながっております。若手の新規就農者も育てっております。今後、さらなる発展を遂げるには、優良系統の雌母牛群を形成する産地となることが大事と思われまます。

鳥取県は、低価格の産地でありましたが、スーパー種牛白鵬85の3を育成供用したことにより、平成29年開催の第11回全国和牛能力共進会、これは5年ごとに開催する和牛オリンピックといわれております。に出品し、肉牛群全国1位の成績を上げ、現在では全国1位の黒毛子牛価格産地となっております。

このスーパー種牛の雌子牛を導入した本町の農家に対し、母牛群のさらなる高品質化のため、助成を行う考えはないか、お尋ねします。

以上、登壇しての質問を終わります。追加質問は、質問席にて行います。

○議長（宮尾秀行君） 長口君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 長口議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題1につきましては、当該地区の河川の決壊・氾濫によりまして、その

周辺農地においても、広域的な被害を受けております。被害が大規模であったため、発災直後から現地視察を重ね、地元の声を聞きながら、営農条件や作業の効率化、担い手の確保、受益者負担など、今後、農業を継続し、さらに発展させるための創造的復興について検討を行ってまいりました。

地区の強い要望もありまして、災害復旧と併せ、基盤整備による復旧・復興を実施することとしております。一日も早い、河川並びに農地の復旧がなされるよう、国・県とさらに連携してまいります。

次に、質問の主題2についてお答えいたします。御質問の農林業センサスにも表されているとおり、現在、農業の抱える問題は農業従事者の高齢化に加え、後継者や担い手の不足が深刻化し、大変厳しい状況にあると認識しております。

このような状況の中、芦北町総合計画においても、経営基盤の強化施策として、地域農業の存続を図るための集落営農組織等の育成を掲げております。国・県とも連携しながら、様々な施策を講じているところであります。今後も地域農業の存続のため、引き続き取り組むとともに、さらなる施策の強化についても検討してまいります。

次に、質問の主題3についてお答えいたします。本町の農業におきまして、畜産は果樹に次ぐ販売高となっております。本町の農業を支える重要な産業の一つであります。畜産の振興につきましては、これまで繁殖牛や肥育牛の導入事業をはじめ、家畜伝染病予防対策事業や畜産ヘルパー事業等を実施してきましたが、今後も引き続き、畜産振興のため、JAあしきたと連携して、高品質化を含めた施策を検討してまいります。

なお、具体的な内容及び残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 質問の主題1の①及び②については、関係しますので、併せてお答えいたします。

農地の復旧につきましては、御指摘の5地区、合わせて約26haの農地が被災しており、このうち災害復旧事業として実施する才木地区及び大岩地区の古寺川内地区に関しましては、県河川の災害復旧工事との関連もありますので、工事の発注など、県及び建設課と協議を行いながら進めることとしておりまして、完了の見込みは令和5年度を見込んでおります。

また、白木、大尼田、吉尾、大岩地区の一部については、町長答弁でもありましたように、創造的復興として基盤整備約34haを計画しております。事業実施に際しましては、農業経営の安定化を図ることを目的に、水稻だけではなく、高収益作物への転換も見据えた整備を検討してまいります。

現在、地元説明会や仮同意書の徴取事務を進めており、今後は土地所有者の相続調査や換地調整、将来の営農計画に対するビジョンなどの事業計画書の作成を行い、国との協議・手続きを経て、事業採択がなされることとなり、現在のところ、受益者の了解を得て、県及び地元とともに令和5年採択に向けた準備を進めております。一日も早い復旧・復興のため、今後も一体となって全力で取り組んでまいります。

なお、受益者負担につきましては、農業競争力強化基盤整備事業による実施を計画しており、事業費に対し7.5%の負担割合となりますが、負担軽減の方法として事業計画の中で位置づけられた担い手による耕作面積を確保し、集積率を上げることにより、国から農業経営高度化支援事業補助金が交付され、受益者負担の軽減を図ることができますので、地元農家や関係機関と連携し、農地の集積についても推進してまいります。

次に、質問主題2の①と②につきまして、併せてお答えいたします。

本町の農家総数は、2020年農林業センサスで1,320戸となっており、減少傾向にあります。御質問のとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中で、地域農業をいかに存続していくかは大きな課題となっております。地域農業の存続には、農業法人等が重要であり、水田の農作業の受託や地域の農地を借り受けている株式会社百木ファームなどの農業法人、地区の農作業受託やライスセンター運営に取り組む大川地地区などの集落営農組織や、認定農業者等の地域担い手農家など、いずれの法人や組織、個人農家ともに、地域農業において、なくてはならない存在となっております。農業法人の育成についても今後の農業を支えるため、重要な課題であると考えております。

現在、農業法人等については、農業経営改善計画の策定支援や経営発展に必要な農業用機械の導入支援を行っているところです。今後は、ますます高齢化や担い手不足が進むことが想定されますので、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組んでいる集落を中心に組織化の推進を図ってまいります。

次に、③についてお答えします。平成28年度から令和2年度までの新規就農者の実績は25名で、本年度は現在のところ1名の就農がっております。

次に、④についてお答えします。新たな森林管理システムは、市町村が主体となり、適切な経営管理が行われていない森林について、林業経営者等に経営管理の集積・集約化を図る制度で、市町村が森林所有者の受託を受け管理したり、林業経営者に再委託し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進しようとするものです。

山林所有者の意向調査は、令和元年度から地域ごとに実施しています。令和元年度は調査対象者757名のうち、町への管理委託を希望された方が253名、令和

2年度は682名のうち202名の希望がっております。

次に、⑤についてお答えします。本町では、林業の担い手確保・育成のため、林業後継者育成事業や森林組合作業員確保対策事業などを実施しています。自伐型林業は、森林組合等に管理や施工を委託する、これまでの施工委託型林業と違い、経営や管理・施業を山林所有者や、所有者から山林を借りた個人が、自ら行う林業経営で、森林全体の2割以下の間伐を繰り返し、残った木を生長させて森林の価値を高め、持続可能な林業を目指すもので、高知県等では事業の推進のための助成が行われております。

御質問にありますように、森林を適正に管理することは、森林のもつ公益的機能を発揮し、災害の抑止にもつながっています。また、課題となっている担い手の確保についても効果が期待できる林業経営であると思われまますので、今後、本事業を推進している先進地の取組について研究させていただきたいと考えております。

次に、質問の主題の3についてお答えします。

鳥取県の中央家畜市場における2020年の黒毛和種の子牛平均競り価格が、兵庫県の但島や淡路といった名産地を抑え、全国1位になっております。その要因としましては、鳥取県が独自に開発した「白鵬85の3」や、「百合白清2」などを種雄牛とする子牛が高価格で競り落とされ、特に「白鵬85の3」の子牛は2020年1月の鳥取県中央家畜市場で855万4,700円の高価格で競り落とされました。本町としましては、「白鵬85の3」や「百合白清2」といった鳥取県の種雄牛を含め、全国で有望な種雄牛の子牛の導入につきまして、JAあしきたと連携して、これまで実施している繁殖牛の導入事業の中で高品質化のため、施策を検討してまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題1の①のうち、河川の復旧についてお答えします。

御質問の河川は、県管理河川の天月川、大尼田川、吉尾川と思いますが、河川の災害復旧工事については、令和2年度末から順次発注しているところであり、吉尾川の災害復旧関連事業を含め、概ね令和5年度の完了を目指していくと確認しております。町も県と連携し、早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） それでは、再質問いたします。

主題の1ですけれども、基盤整備事業の農家負担は事業費に対し7.5%というこ

とですが、担い手として位置づけられた方が整備後の農地を耕作する比率が高くなると、地元負担が軽減されるとの答弁でしたが、最高どの程度まで軽減されるのかお尋ねします。

また、畑地作物が栽培可能な基盤整備なのかとお尋ねしたのは、30年ほど前は芦北町は水田裏作露地栽培でアイリス球根栽培が盛んに行われ、数億円の販売高を誇っておりましたが、病気のまん延等で徐々に衰退し、現在では皆無であります。水田露地栽培で億単位の販売を上げる作物は、その後育っておりません。水田において、豪雨災害からの創造的復興を成し遂げるには、担い手による高付加価値作物が栽培可能な、例えばフォアス等を施工した良質な圃場整備が不可欠と思います。その点を御理解いただき、事業を進められることを切望いたします。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） それでは、御質問の地元負担金がどれくらいまで軽減されるのかということでございますけれども、農地の集積率に応じて、促進費といわれます農業経営高度化支援事業補助金が国から交付されることとなります。集積率が75%を超えますと、農家の実質負担はゼロということになりますので、75%でゼロまではいきませんということです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） 今、返答にありましたけれども、75%以上の集積率でありますと、農家負担がゼロということでございますので、どうかその75%以上を確保するように頑張っていただければと、地元と協調しながらですね、担い手を確保して集積率を上げていただければというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。

続きまして、主題2の農業・林業の担い手確保対策についてですけれども、農家総数は2020年の農業センサスでは5年前より306戸減少しており、新規就農者は5年間で25名と答弁がありました。誠に危機的な状況ではないかと思えます。地域農業の担い手として設立されて活動中の地域農業法人も、構成員の高齢化による担い手の問題を抱えており、新たな担い手が確保できる作物の導入開発とか、長期的なソフト・ハード両面の支援が必要ではないかと思ひ、それをお尋ねしております。よろしくお願いたします。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） ソフト・ハード面からの支援ということを必要と思うがいかがかというふうな御質問でございますけれども、これまでソフト面につきましては、先ほど申し上げました認定農業者になるための農業経営計画の策定の相談

対応、それから作成のためのお手伝いをしているところでございます。

また、ハード面につきましては、農業経営体や農業法人等に機械導入の際の助成を行っており、今後も対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） 新規作物の導入とかですね、そういうのにも力を入れてやっていただければというふうに思います。

新たな森林管理システムによる山林所有者の意向調査で、令和元年度、令和2年度対象の調査対象者1,439名のうち、455名が町への委託管理希望があったということですが、面積はどれぐらいかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 山林所有者の意向調査で、令和元年度及び令和2年度に行った地区の回答者のうち、町へ管理を希望された方455名分の山林面積は832haでございます。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） 832haの面積の委託希望があったということですが、森林はだいたい50年から60年で皆伐するものというふうに、私は理解しとったわけですが、その時点では材積の収入は少なく、10年ごとに1割から2割の間伐する長期択伐施業をすると、80年、100年、200年と材積が増加し、収入も増加するというところでございます。

自伐に必要な作業道は、幅2.5m、小規模、高密度で山腹工の役割があるため、予防砂防・予防治山の効果も高いということでございます。平成23年の紀伊半島豪雨を受けても、高知県では崩壊箇所はなかったと聞いております。

高知県は、20年以上前からこのような取組を行っておりますので、455名の森林所有者の方が町への管理委託を希望されているという状況もあることから、このような先進地の取組も視察・研修され、実動に移していただきたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 新たな森林経営の形態としてですね、自伐型林業のほうもこれから研究させていただきたいというふうに考えます。また、防災の一助となることも期待できますので、併せて研究させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） ありがとうございます。是非、取組をお願いいたします。

主題3の畜産の振興についてでございますが、鳥取家畜市場より白鵬85の3の雌子牛導入助成について、JAあしきたと連携して進めていくという答弁があり、ありがとうございます。数年間継続して取り組んでいただきますと、優良な母牛群産地を形成し、10年後、15年後は、芦北町は各種共進会で受賞の産地となり、芦北町の名声が高まることはもちろん、新たな農家の算入や繁殖牛農家の経営安定につながることは確信いたします。どうぞその点を御理解いただき、進めていただければというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） これまでも繁殖牛の導入につきまして支援を行っているところでございますけれども、さらにですね、高品質化の産地となりますように、今後も引き続き取り組んでまいります。

○議長（宮尾秀行君） 長口君。

○2番（長口 隆君） 今回は、農林業について様々な観点から質問いたしましたが、現状のままでは、ますます過疎化は進み、とりわけ中山間地においては担い手どころか住民も限りなく減少していくのではないかと危惧しております。その打開策は、担い手が成業として暮らせる中山間地でなければならないというふうに考えております。芦北町の自然環境を生かした取組次第で、複合した所得の所在があり、単独では難しくとも、連携して活力を生み、担い手確保へつながるのではないかと思います。

サテライトオフィス等の取組で、新たな会社の誘致など、先進的政策が実現されていますが、農林水産業でも布石となる政策を、芦北町が一步リードしてもらいたいと思います。

豪雨災害からの復興事務等で、職員の方々は大変御苦労が多いと思いますが、農林水産業の振興政策では、失敗を恐れず挑戦していただくことを希望いたします。

これで、終わります。

○議長（宮尾秀行君） 長口君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 皆さん、おはようございます。

2番目の質問でございます。

大分秋らしくなったようでございます。まだまだコロナ禍の中、災害復旧・復興に御尽力いただいている、町長をはじめ、担当職員に感謝を申し上げます。どうか現場でも事故なく進むことを願っております。

それでは、私は今回の定例会においては、災害に強い芦北町づくりをテーマに3

項目の課題を設け、質問させていただきます。

1つは地域の積極的な関与について、2つに福祉避難所について、3つに危険箇所
の定期的調査・点検について、町長、各担当課長に質問をいたします。

今年の8月8日未明から続いた豪雨は、例年にない8月における雨量は、例を見ない雨量であり、記録的なものでありました。昨年7月の悪夢のような出来事を思い出し、不安に駆られ、祈るように夜を過ごされた方も、町民の多くの方がおられるのではないかと察いたします。幸いにも、人的な被災も含め、大きな被害はなかったようでしたが、改めて災害に強い芦北町づくりに議員一人として取り組んでいくことの大事さを感じたところでございます。

災害は、自助、まずは自分を守ること、共助、地域コミュニティといった周囲が協力し助け合うこと、公助、公的機関による救助や支援の3点が必要であるということをおっしゃっております。まさにそのとおりでございます。その中でも、地域コミュニティの積極的な関与が特に必要であると、私は考えております。

そこで、1点は、今年5月初旬、また8月8日からの豪雨に対して、行政区長や自主防災組織への災害に備えた呼びかけ等はどう行ってこられたのか。その結果、どのような取組がなされたのか質問をいたします。

2点は、現在、町職員で運営している避難所について、地域住民と協働で運営をする考えはないのか質問をいたします。

避難所は、幼児から高齢者、また何らかの支援を必要とされる方々、多様な人が利用される施設であり、それぞれに寄り添って対応が必要となってきます。

そこで、第2の福祉避難所について、質問をいたします。現在、町が把握している避難行動要支援者、この人たちは何人、現在おられるのか。また、今年5月、8月の豪雨に際して、各避難所へ要支援者を含む何人の避難をされたのか、1点目の質問であります。

現在、5カ所の第1避難所では、要支援者等の体の不自由な方が避難所として利用されております。十分ではないかというふうに思っております。福祉避難所として協定されている施設の受入は手続き等もあり、困難なような感じがいたします。支援を必要とされる全ての方々に対して、福祉避難所的設備を備えた施設を設ける考えはないでしょうか、2点目の質問であります。

第3の質問は、危険箇所の定期的調査・点検についてであります。最近の気象状況は、予測することのできない現状であります。災害被害を未然に防ぎ、膨大な被害にならないよう、いわゆる減災対策が大事だと考えております。そのために、町道、河川、林道、急傾斜等、定期的に調査・点検をするのは大事なことであります。県との協議もされ、調査・点検されるよう望みますが、現状はどうなっているのか。

また、今後、定期的に調査・点検活動を計画される考えはないのか質問します。

昨年7月豪雨の教訓を踏まえ、創造的復興に向けた重点項目を、今後3年の必達目標を掲げて出発をいたしました。町民と一体となって実践が、身を守ることと感じております。町長の強いリーダーシップで、今後さらに自分の体は自分で守り、そして事故のないまちづくりを期待をいたします。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えいたします。

自然災害から尊い人命を守り、被害を最小限にとどめるための準備を行うことは、論を俟たないところであります。このため、国・県の支援をいただき、多様な手段を用いて対策を講じてまいりますが、ソフト面においては行政だけでは担えない部分もあることから、地域が一丸となって取り組むべきであると考えております。

具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 御質問の（1）の①についてお答えをいたします。

出水期に入る前の区長会におきまして、逃げ遅れゼロを目指す取組として、町公式LINEへの登録や、マイタイムラインの普及をお願いをいたしました。加えて、昨年の豪雨で土砂災害のあった地域においては、早期避難など特段の注意喚起をお願いしたところです。

自主防災組織に対しましては、連絡網の作成、避難の呼びかけ・誘導、安否確認体制の整備などをお願いをしております。

大雨や台風などによって、避難所を開設する場合、町民の方向けには防災行政無線、町公式LINE、ホームページを活用し、注意喚起、避難情報の周知、気象情報の提供などを行いました。

また、球磨川沿いに関しましては、河川水の上昇が見られ、避難判断推移に到達した時点で、行政区長に直接、情報提供し、警戒をお願いをいたしました。

なお、県管理河川で避難判断水位に到達した事案は、今回ありませんでした。

結果につきましては、行政区長や自主防災組織の判断により、公民館等を活用した自主避難所の開設や防災行政無線による行政区内での注意喚起が行われております。

次に、②の御質問についてお答えいたします。昨年の7月豪雨時を振り返り、職員の避難所運営に関する見直しを行い、現在、効率化を図っております。

町が開設します主要な避難所について、地域住民の方と共同で運営をするということは、職員の負担軽減にもつながるものと考えますけれども、様々な地区から避

難をされる実態がございますので、予防的避難時におけるですね、共同運営には過大であろうかというふうに思っております。

御指摘のとおり、地域の実状は地域の方が最も御存じでありますので、行政区や公民館組織、自主防災組織、福祉団体などにおいて、地域に身近な公民館などを自主避難所として設置・運営いただけるようなですね、体制の構築を図りたいと考えております。

現在でも、自主防災組織と連携した防災訓練の中では、避難所の運営訓練も取り入れており、今後も継続して取り組んでまいること、地域の理解を深めてまいりたいというふうに思っております。

加えまして、地域への防災教育の普及というものが極めて重要でありますので、危機管理防災室を中心に啓発活動、あと地域防災力の向上につながるですね、支援策の検討を進めてまいります。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） （2）の①の質問についてお答えいたします。

避難行動要支援者は、令和3年8月末現在211人を名簿登録しています。令和3年8月8日からの大雨に関しましては、2人の方が町の避難所に避難されました。なお、福祉避難所への避難者はありませんでした。

次の②の質問についてお答えします。福祉避難所については、5カ所の福祉施設と協定を締結しておりますが、支援を必要とする全ての方に対する福祉避難所を別に設けることは、現在のところ考えておりません。

なお、災害が発生し、避難所での生活が長期化する場合は、多くの要支援者の避難も見込まれますので、主要5カ所などに専用スペースの確保を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 佐竹農林水産課長。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） （3）のうち、町が管理する農道及び林道についてお答えいたします。

町が管理する農道及び林道の点検につきましては、通常業務における道路パトロールや個別確認等により、年間を通じ実施し、異常が確認された場合は、状況に応じて補修等も実施しております。

特に、昨年度からの被災箇所につきましては、大雨・台風等が予想されるような場合、事前に注意看板等の養生確認を行いまして、警報解除後には増破など状況の変化がなかったか、県とも連携しながら点検し、必要な場合には応急対応を実施しております。

今後も災害の未然防止のため、危険箇所の点検・調査について、関係機関と連携

し、随時実施してまいります。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） （3）のうち、町道、河川、急傾斜地域についてお答えします。

町道及び町管理河川においては、出水期前に災害が発生する恐れのある箇所を重点的に点検しており、通常の業務におきましても、維持係による定期点検のほか、建設課職員が業務等で町道を走行する際にパトロールを実施し、道路及び河川の状況を確認しております。なお、町道、河川とも異常を確認した際には、早急に修繕等の対応を行っているところです。今後は、さらに定期点検を強化し、災害発生防止に努めていきたいと考えております。

急傾斜地域については、県において擁壁等の急傾斜地崩壊対策施設を5年に1回の割合で点検し、安全確認しています。また、住民からの通報等にも現場を確認し、随時、対応を行っております。町においても、住民からの通報等のほか、異常等を確認した場合には、県へ報告を行い、対応をお願いしているところです。今後も、県と連携を取りながら、安全確保に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、1項目から随時質問していきたいと思えます。

地域の積極的関与については、町長申されたとおりでございますが、なかなかかしながら、避難といわれても逃げないという、全国レベルでそういう感じでありますが、この頃はLINEのやかましいほど鳴りますが、急傾斜地域なんかに住んでいる人はもう素直に避難いたします。私も含めてですけども。しかし、なかなか避難がしづらい健常者の方はおられるんじゃないかな。だから、逃げ遅れてなるんですけども、やはりこれは長年の習慣とかもあるかと思いますが、私が思うのは、やはり行政区長、そして自主防災組織のメンバー、ほとんど各地で作ってありますので、定期的に自分たちでそういう話し合いをするきっかけをつくってやってもらえればなあというふうに。要するに、勉強会をまず開く、そういうことが周知する一つのやり方ではないだろうかと思うんです。先進地といいますか、何カ所かしっかり自主防災組織、行政区長との連携でやっているところも見受けられますので、だからこそやっぱりその事例を参考にして、そういう集まりを、せっかくもう全戸に公民館があるわけですので、それを誘導・主導していただければなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

おっしゃるとおりですね、地域防災力の向上を図るという観点においてはですね、やはり地域での防災教育の普及推進というのが不可欠であります。危機管理防災室でもですね、これまでも地域に入っておりますね、自主防の必要性であるとか、逃げ遅れゼロの取組というのは周知を行ってきております。ただ、現下ですね、コロナ禍でございまして、地域のほうに呼びかけをしてもですね、ちょっと今は見送ってくれというのが御返答いただいているのも、また一つございまして、一定程度落ち着いてきますとですね、要望も受けてございまして、できるだけ全ての行政区あるいは自主防をですね、回って、逃げ遅れゼロの普及・取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 本当、地域での集会、あるいは年に1回の総会等も書面決議という形で今なっております。非常にやっぱりふれあいの場、生の声を出す機会が非常にないというのが現状であります。コロナ禍に甘んじることなく、やっぱりですね、その場で自分自身で勉強されるように、私もそれなりのことを友人、知人にはやっていこうかなと思いますけども、是非やっぱり自分の命は自分で守るのは当たり前でありますけども、地域と連携したことが大事じゃなかろうかと。まちづくりは、まさに行政の力を借らずにとというのは、これは違いますけども、行政と寄り添った中でやっぱりやるという、それがやっぱりこういう過疎地域の予算が緊縮した状況にはやっぱり大事じゃなかろうかなというふうに思っております。是非ですね、自主防災組織の、我が地域もですけども、活動が見えていない状況なんです。これをやっぱり、まず活動の報告なりしてもらおうように調査をしていただければいかがでしょうかと思います。お金も最初は、当初設立したときには補助を出してあるわけですので、やはり1年間の活動はどういう活動をやっているのかを、アンケートでも取ってもらえれば実態が分かるんじゃないかなというふうに思います。

消防団員が減少する中、やっぱり地元でOBあたりの活動は頼もしいものがありますし、高齢者の把握とかをするように積極的に指導・誘導をお願いしたいというふうに思っております。

また、避難所の共同運営というのを言いましたけども、なかなかですね、地元の人が避難所に連れてくるわけですので、その点もやっぱり、今後何とかの方法で運営も、役場の担当者が楽になるように、トラブルがないように、そのほうも知恵を出して、今後、総務課長の手腕でやっていただければいかがかなと思いますので、要望をしておきたいというふうに思います。

大変難しいかもしれませんが、一歩踏み出さないと、私は解決をしないと思うんですね。何でもしっかり復興計画・防災計画にはちゃんと書いてあるわけです

ので、それを実践するためには具体的な何が必要なのかというのが、いつも考えさせられますので、私のほうも努力をしたいというふうに思いますので、是非実践という形でやっていただければというふうに思います。

次に、福祉避難所、要支援者211人、今回は2人ということですが、えらい少なかなというふうに感じますけども、やはりいつも総務課長には苦情が来るとような感じがいたしますけども、私にもよく来ます。大分我慢しておりますけども、それなりに信じて、私も支援の方法とか言いますけども、そういう形ならば、やはり健常者と支援を受ける必要のある方、またそういう方しか避難はしないものですからというふうに思いますよ、現状。だから、けしかけてでも避難をさせるというようなどころもありますので、それはやっぱり一つの命を守るための必要不可欠な行動だというふうに思います。だからこそ、今度、御存じだと思います、5月にガイドラインが政府が出したと思います。福祉避難所のガイドラインが出来ております。この防災計画のほうにはですね、載っております。協定したところが載っております。5カ所、前回も質問しましたけども、はっきり言って、今この5カ所は全然使っていないと思うんですけども、いかがですかね、具体的に聞きますけども。手続き等はどうか考えますかね。ここに避難するなら、どういう手続きが要って、どうだこうだというのがあると思いますけども、これを協定書の中身を見たときに、手続きが困難じゃないかなというふうには思いませんでしょうか。いかがですか、福祉課長。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えいたします。

今現在、福祉避難所につきましては、様々な障がいなども含めたところで、一定の一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を施設、設備、体制の整った施設に避難させるというところで、今現在、福祉避難所として協定を5施設と協定しているところですよ。

現在のところ、福祉施設の開設のほうはしておりませんので、実績としてはゼロでございます。先ほど、川尻議員が言われましたとおり、本年5月に法改正がございまして、福祉避難所につきましても、避難者をマッチングさせるなどの方向性も出てまいっておりますので、今後研究していきたいと考えているところです。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 実は、私、仕事柄ですけども、宇城市がですね、はっきり言って防災の箱物、センターでは抜けておるというふうに思います。防災センターを今6カ所ですかね、新しく造られております。そこには、普通はコミュニティ的に体育館形式でいろいろスポーツとかもできるんですけども、備蓄がきっちりしたり、

装具等もきっちりして、避難のためにできているところではありますが、実は町長ももう、誰が言われたか知りませんが、今年の1月14日の西日本建設新聞に「芦北町が復興計画案、生活再建と社会機能回復のために防災センターの整備を検討」とありますね。これは多分、行政のほうからコメントされたと思いますけども、これについて今後どういう推移でしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

復旧・復興計画のですね、中にも防災拠点（防災センター）の整備を検討するというふうな記述がございます。そちらの新聞はその中身をですね、見られて書かれたんだろうというふうに思います。防災拠点、いわゆる防災センターのイメージなんですけれども、現在、熊本地震でですね、被災した自治体の視察をですね、当方でも行ってございまして、地震の際に困難であったこと、あるいは対応に苦慮したこと、そして復興に向けて取り組んだことなどをヒアリングをいたしております。また、あわせてですね、防災拠点の視察も行っているところでございます。

現在、イメージですけれども、やはり3つの機能を有するという、3つの機能から構成されるというふうにイメージをしております。

まず1つ目に、警戒監視と司令塔の機能ですね。これは例えば多台数のモニターによって警戒監視をすとか、被害状況の周知をすとか、あと災害対策本部の会議のスペースをきちっと確保していくというふうなもの。これはやっぱり役場の庁舎内とかですね、あるいは隣接する建物が必要であろうというふうなイメージです。

それと2つ目が、町の中心となる備蓄機能を有するですね、いわゆる集配センター、いわゆる備蓄倉庫の大きなものですね、そういったものです。これは7月豪雨では田浦の選果場を活用させていただきましたが、時期によってはあそこは活用ができない。あそこはかなりスペースもありましたし、いろんな配置とか、そういったものも非常に有効に機能したというふうに思っております。

3つ目が、その中心となる集配センターから各地域、例えば旧町村単位ですけれども、そちらに防災拠点となるような防災倉庫ですね、そういったものが必要ではないかなと思っております。拠点施設から各地域の防災拠点に配送をするというふうなことです。7月豪雨のときは、主要避難所に物資を配備いたしました。そういう防災倉庫が整備ができればですね、物資の保管量が増大できるということと、仕分けの容易さを確保できるということ、また町と地域住民で共同で管理することですね、きめ細やかなフォローができるのではないかなと、今イメージで検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町がこのコメントしたのには、それなりのことをやっていかれると思いますけども、私、箱物で新しく造るよりも、今既存するものにですね、そういう形をやる。しかし、この自然災害は予期せぬところに、相当な前線が来ましてですね、1時間50mm、100mmというのがあります。だから、避難することを想定して、障がい者とか要支援者の方がですね、避難できる今の施設があるところに何らかの整備をですね、しておくべきかなというふうに、当面はですね、思うんですが、指定箇所5カ所との連携もやっぱりどうかな、早くきちんとした提携の内容をですね、してできるように、ちょっと無理かな、民間はと思うんですけども、そういうことがあろうかと思いますが、町長、いかがでしょうか、こういう整備については。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 総務課長が具体的にですね、今後のあり方についても説明いたしました。そのとおりでありまして、私どもとしても総合的にですね、それらも今御発言があったことも含めて検討していかなければいけないと思います。

もう御存知ですね、避難所もこれまでのあり方とは全く変わってきたわけでありまして、それも確認いただいております。避難者の方々のその避難所の環境をですね、これらについてもどうしていくかということです。そして、またそういう要支援の方々ですね、避難につきましても、また既存の施設を活用するにしても、今度は人材が必要になってまいります。1人に対して3人、4人、5人あるかもしれませんけどもね、そういうところも総合的に含めて検討していかなければいけない。一つ一つですね、充実させていきたいと思っております。

そして、自主防災組織につきましては、近年、町でも相当力を入れてまいりまして、自主的な活動をですね、積極的にやっておられますし、避難訓練もやっておられます。全て年間の活動報告を、私は見ます。その中でですね、もう少し頑張っていた方がいいなというところもありますので、そこはもう担当課と協調しながらですね、理解を求めていくようにしております。

それと、防災危機管理監を設置いたしまして、そこを中心にですね、今、防災減災に向けましても、あるいは一旦発生しましたときも、そこが機動的な働きをですね、する中心として、核となるようなこと、これもですね、管理官を設置したこと自体がそれに対する、ただいまの御発言に対するですね、町の前向きな姿勢と、一つ御理解をいただいております。

それから、これは心理学的な問題ですが、災害とかですね、いろんなことがありますと、自分だけは大丈夫だろうと、あるいは助かるかもしれない。これは飛行機

に乗った例が一緒だそうですね。墜落したら、自分だけは何とかなるしかしれないと。そういう心理がですね、働くそうでありまして、ですから避難される方々を理解いただくのもですね、大変難しいものがございまして、実際、地域の方々、消防団行かれてですね、町も行きますけれども、がんとして動かない方もいらっしゃいます。実際、山が動いたら、真っ先に飛び出して逃げたという方もおられましてね、そういうこともございますので、全てはそういうことも含めまして、重ねて申し上げますが、総合的な対策を今後とも取ってまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そのとおりでありますけども、よくできた復興計画・防災計画でございます。私も常に机の上に置いてですね、ぱらぱらめくって、要点、インデックスを貼っておりますけども、だけど、何でも知識を得た人たちのアドバイスを受けながら、書面にするのは簡単といいますか、大事でありますけども、一番それを形に移し、実践し、体験し、失敗しながらも次に進むということじゃないといけないと思います。絵に描いた餅にならないようにやっていかなければですね、いけないというふうに思っております。

3点目の各担当、建設課、農林水産課、点検されているようですけども、減災という意味は、やはり起きる前にですね、最小限に食い止めるという、なかなか亀裂とかは見つけにくいし、老朽化したところをやっている最中に来たとか、いろいろあると思いますけども、未曾有の雨だったとか、風だったとかでは、もう済まされないようなことになっているんじゃないかと思います、近年は。だから、常にやっぱり各担当課が目凝らしてですね、把握して、やっぱり現地が第一歩じゃないだろうかなというふうに思いますので、それを計画的に進めてもらいますように、今後、実践をしていただきたいというふうに思います。

そういうことで、やはり課題は災害ゼロとまではいきませんが、被災者ゼロという形ですね、減災にとどめるということの基本にやるべきかなというふうに思います。

そういうことでありますので、コロナ禍の中、復旧・復興の最中ではありますけども、どうか職員の皆様、力を合わせてですね、頑張ってくださいというふうに、この場を借りまして要望をしておきたいというふうに思います。

また、私たちは批判・監視をするばかりではないというふうに思いますし、やはり政策提言、こういう提言をしながらも、この前、議長も行かれましたが、常任委員会の会議で、この議会の災害に対するあり方、そして使命等を勉強されたと思います。非常にこの頃の議会を、講師の方々が良い方が来られてですね、大変勉強になりますので、我々もやはり議会でどうあるべきか、今、議会の基本的な災害対策

本部の要綱は作ってありますけども、今後やるべきじゃないかなと、議長、思いますので、これを見て勉強も、議長も知っておられますので、災害時の議会の議員の役割等もですね、全員協議会等で自主的にやっていただければなというふうに感じたところでございます。

そういうことで、要望的なことも多くなりましたけども、要は災害が芦北町にならないように、最小限に食い止められるように、一緒に努力していきたいというふうに思いまして、こういう質問をいたしました。

以上で、終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで、10分間休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

川尻君から、この後の会議を欠席する報告を受けております。

佐竹課長から発言の申し出がっております。

○農林水産課長（佐竹貴幸君） 先ほど、長口議員様のほうの御質問の答弁の中で、畜産の振興につきまして、優良母牛群の産地形成のお答えの中で、私が「繁殖牛」と言うべきところを「肥育牛」というふうにお答えしたようでございます。「繁殖牛」というふうに訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の一般質問は、正午を過ぎても続行をいたします。

それでは、次に坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、お疲れ様です。

3人目の質問者となります、日本共産党、坂本登です。

議長の許可のもと、住民の声をもとに、4項目について質問いたします。

最初に、園児、小中学生におけるデルタ株に対する対応についてお聞きします。

①これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置をあわせて、質問通告を提出した時点で33都道府県に発令するほど拡大しました。子どもの感染をめぐる状況も大きく変わりました。新学期における園児、小中学生の学校、学習塾、保育園、学童保育での教職員や子どものワクチン接種やPCR検査及び抗原検査など、クラスター対策をどう考えているか、お答えください。

②長引くコロナウイルス感染症に対応するため、制限され続ける生活スタイルに、

生きづらさや精神が不安な子どもの心に寄り添う居場所をつくる考えはありませんか、お答えください。

2、中学校の校則についてお聞きします。

①令和3年6月8日付で、文部科学省から「校則の見直し等に関する取組事例について」の通知が出されています。3カ月が経過し、どのように対応したのですか。

②教育委員会として、校則を定める主体は誰としていますか。また、変更する場合の手続きについて、どうなっていますか。

③学校の決まりや校則など、生徒の声や保護者の考えを取り入れて決められる仕組みをつくる必要があると思いますが、いかがですか。

④芦北町教育委員会は、校則をどのように捉え、認識していますか。

⑤校則に関して、子どもの人権についてどのように認識していますか。

①から⑤までの校則問題について、それぞれお答えください。

次に、3、芦北町漁業協同組合への補助金、委託料についてお聞きします。

①海岸漂着ごみ収集業務委託料の積算根拠を具体的にお答えください。

②観光うたせ船に関する令和2年度補助金7種類の積算根拠を具体的にお答えください。令和2年度では7種類の補助金があるが、全て毎年必要か。そのうち、レディース船のことか、個人の所有船も含まれているのかお答えください。

4、みなし仮設及び仮設住宅についてお聞きします。

①災害で仮設住宅やみなし仮設住宅に居る避難世帯は何世帯で何人ですか、お答えください。

②避難住民の中には、2年間の退去期限を不安視する声があるが、このような住民の不安の声にどう応えるのか、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問、主題4の②についてお答えいたします。

仮設住宅及びみなし仮設住宅の供与期間は、原則2年間となっております。御存じのとおりです。不安視されている被災者の方々がおられるのは承知しております。個々の再建の進捗状況や実情によりまして、供与期間内での再建が完了できない被災者の方々につきましては、県・国による供与期間の延長協議によりまして、延長できるものと考えておりまして、日頃から常に私もそれを主張しておるところでございます。

なお、担当課におきましては、今後の生活再建に不安のある方に対しましては、地域支え合いセンターと連携をいたしまして、被災者の個々の状況を把握するとと

もに、被災者の状況に応じた支援策を検討するなど、早期の生活再建に向けて、寄り添った支援を行ってまいります。

なお、詳細及び残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 坂本議員の主題1の①についてお答えいたします。

学校におけるクラスター対策としては、熊本県教育委員会からの通知に則り、これまで行ってきた手洗い等の手指消毒、マスク着用、室内換気等の感染症防止対策のさらなる徹底を図るよう指導しております。

それに加え、家庭では登校前に健康観察シートによる体温測定や健康観察のチェックを行い、体調が悪い場合には、自宅療養を徹底するほか、同居家族に体調不良が見られる場合には登校を控えるなど、学校にウイルスを持ち込まないように、水際対策の徹底を図るよう指導しております。

学校においては、グループワーク等の感染リスクの高い授業の見直しや、給食を空き教室を利用し、人数を減らしたり、歯磨きは時間差で実施するなどの工夫を行い、感染症対策を徹底するよう指導しております。

また、手洗場の改善を図るため、今議会で増設の予算を要求したところでございます。

PCR検査及び抗原検査については、医師または保健所が必要性を判断して実施しておりますが、学校においても国の抗原簡易キット配布事業により、活用を図ってまいります。

教職員や子どものワクチン接種については、接種の判断は個人や保護者に委ねられておりますが、順調に進んでいるものと考えております。

②について、お答えします。学校においては、コロナウイルス感染症に伴う心の対応だけではなく、様々な配慮を必要とする児童生徒がいます。そのような子どもの把握のため、アンケートを常時実施し、スクールカウンセラー等の専門機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、様々な配慮を必要とする児童生徒の心の居場所となるよう、今年度から自立支援室を開設したところでございます。

主題2の①についてお答えします。6月8日付の文部科学省からの通知文について、各学校へ校則の見直し等に取り組むよう通知するとともに、職員へ周知したところでございます。

なお、学校においては、毎年、学年末や学年初めの職員会議で見直すとともに、保護者や生徒から要望があった場合は、随時検討し、見直しを行っているところでございます。

②、③は関連しますので、あわせてお答えいたします。校則について定める法律の規定は特にありませんが、文部科学省が示している生徒指導提要によると、校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長とされております。改正に関しましては、生徒や保護者からの要望があれば、生徒会が中心となって検討し、アンケートを実施するなど、その都度、意見を集約し、職員会議を経て改正を図っているところでございます。

④についてお答えします。校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学习上・生活上の規律として定められています。生徒が主体的にどう行動するかという行動上の基準を具体的に示すものであり、教育的意義を有するものであります。生徒を取り巻く規則として捉えがちですが、特に中学生にとっては子どもが大人へと成長する過渡期に自らを利する内的規範を見失いがちになるため、また人格の完成を目指すという学校教育の目的を達成するために、生徒の生活に密着した行動上の基準を与えるという点において重要な意義を持つものと認識しております。

⑤についてお答えします。人権・人格を否定する校則は望ましくないと認識しております。一人一人の児童生徒に応じて、適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、自主的に守らせる指導を行っていくことが大切であると認識しております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 質問の主題1の①についてお答えします。

令和元年度、2年度においては、各保育園、学童保育に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国県補助事業を活用して、空気清浄機、体温測定カメラ等の備品や、マスク、消毒液等の衛生用品の購入補助を行い、その対策に取り組んできたところです。

また、クラスター対策といたしましては、令和3年度に国が実施する抗原簡易キットの配布事業があり、医療機関や高齢者施設等に加え、学童保育が対象に追加されることになり、町内の各学童保育においても抗原簡易キットの配布が行われる予定です。なお、町からは保育園等に対し、新型コロナウイルス感染防止に万全の体制を行った上で保育を提供していただくよう通知を発しております。また、保育の現場においては、国から示されておりますガイドラインや通知に基づき、感染予防対策を行っております。

次に、質問の主題4の①についてお答えします。

建設型応急住宅、女島ゆめもやい仮設住宅につきましては、60世帯151人が

入居されていましたが、1世帯4人が再建を完了されるなど、8月末現在で59世帯146人が入居されております。

賃貸型応急住宅、みなし仮設住宅につきましては、111世帯269人が入居されておりましたが、27世帯83人が再建を完了され、8月末現在で84世帯186人が入居されております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 質問の主題3の①についてお答えいたします。

令和2年度の海岸漂着ごみ収集等業務委託料の積算根拠につきましては、ごみ収集作業員の人件費延べ200人分と、チェーンソー等の機械借上料及び定期巡視一式で154万円となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜辰信君） 質問の主題3の②で御質問の、令和2年度芦北町観光うたせ船等総合振興事業補助金の7種類の積算根拠について、具体的にお答えいたします。

1つ目は、観光うたせ船損害保険料補助金です。観光うたせ船の乗員乗客に対する損害保険料に対して補助するものです。令和2年度は1隻平均4万5,308円の6隻分を補助しており、27万1,848円です。

2つ目は、乗船環境整備補助金です。観光うたせ船の備品などに係る費用を補助するものです。令和2年度はライフジャケット、船上用椅子などを補助しており、98万1,654円です。

3つ目は、うたせ船賃貸借補助金です。廃業したうたせ船2隻を保存・使用するための管理費として、月1万円の補助をするものです。令和2年度は2隻の12カ月分を補助しており、24万円です。

4つ目は、観光事業用漁船管理等補助金です。芦北町漁協が管理する観光うたせ船の維持管理費に要する費用及び損害保険を補助するものです。令和2年度は3隻の船体の修繕、漁船保険などを補助しており、54万1,738円です。

5つ目は、遊漁船資格取得補助金です。遊漁船の資格取得費の2分の1を初年度1回限り補助するものです。なお、令和2年度は実績はありませんでした。

6つ目は、遊漁船損害保険料補助金です。遊漁船として損害保険料の3分の2及び検査料を補助するものです。令和2年度は1隻に補助しており、1万2,000円です。

7つ目は、観光うたせ船定時便運航支援補助金です。観光うたせ船シーズン中に、

定時便運航費用等を1回当たり上限1万円補助するものです。令和2年度は68回の運航準備費等に補助しており、17万7,500円でございます。令和2年度では6種類の交付を行っており、総額222万4,740円を補助しました。また、観光うたせ船は、芦北町を代表する観光資源であり、伝統漁としての文化的価値の高い重要な資源です。今後も継続して振興を図るために、芦北町観光うたせ船と総合振興事業補助金は、大変重要な補助事業であると認識しております。なお、この補助対象は、観光うたせ船としてレディース船と個人所有も含まれております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） まずはじめに、園児、小中学生におけるデルタ株に対する対応について、2回目の質問をいたします。各項目ごとに、それぞれ答弁がありました。再質問は大きな主題の枠で住民の声をもとに再質問としたいと思います。

現在、新型コロナウイルスのデルタ株の影響で、これまで少なかった10代以下の子どもの感染が増えてきました。県内ではクラスター、感染者集団が確認され、熊本市によると、東区の認可外保育施設で8月24日までに園児と職員、計13人、西区の幼保連携型認定こども園で27日までに園児と職員17人の感染がそれぞれ確認されました。県によると、八代市の秀岳館高校では26日までに同じ運動部に所属する生徒11人の感染が確認されたと報道されました。新型コロナウイルスのデルタ株の感染拡大で、子どもへの感染が急増し、保護者らに新学期への不安が広がっています。保育施設や学校などでの対策をどうすべきか、真剣に考えることが求められています。

そこで、住民の不安な声を紹介します。お聞きください。「デルタ株の拡大により、子どもの感染が広がる報道を見るにつけ、学校閉鎖や学級閉鎖になれば、家族は2週間休まなければならない、仕事を休めばパートは時給が無給になり、すぐに生活が困窮する。私は母子家庭でパートのかけもちで暮らしていて、こういう事態になったときの支援策をあるのか教えてほしいし、なければ考えてほしい。」という声です。

そこで、町長にお聞きします。全国で新型コロナウイルスのデルタ株の拡大により、子どもの学校の休校や分散登校により、仕事を休まざるを得ない保護者、特にひとり親世帯や低所得の子育て世代など、今紹介した町民の声と同じように不安を感じている方たちがいると思います。学校の休校や分散登校にならないに越したことはないのですが、ないとは言い切れない状況の中に、この不安な声に応えるため、備えておくことも重要です。現在、国・県のいろんな支援策があるのは知っています。また、町もコロナ関連の支援策を各担当課から数多く実施していることも重々知っています。しかしながら、先ほど紹介した町民の不安な声に応えるために、これら

の給付金や支援金などの対象にならない保護者に安心してもらうために、町独自の支援策を整備していただきたい。町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） このコロナの影響というのは大変なものがございまして、いろんな分野の方々、職業の方々、そうでない方々に影響が出ております。生活そのもの、あるいは生業がもう成り立っていかないという状況もあるようでございまして、菅総理もそのコロナ対策一点に絞るんだということで、総裁選には出ないということとございまして、まさに深刻な状況を物語っておるのかなと思っております。町もまた、ただいまの御提言を受けましてですね、どういう方法があるのかですね、またしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今、菅総理のコロナに全集中するんだというような答弁がありました。コロナに集中するんだしたら、野党が要求している、憲法に基づいて要求している臨時国会を開けと言いたいと思っております。

次に、教育長にお聞きします。学校の対策では、これまで同様にマスクの着用や三密の回避、換気など欠かせません。マスクについては、感染予防効果の高い不織布マスクの着用の呼びかけ及び使用の仕方などを徹底してください。

抗原検査キットを学校に配布しようとする政府の動きがありますが、検査キットを小中学生が自分たちで検査するということは、基本的に難しいと考えます。医療機関を受診させてください。

子どもを守るには、子どもを抑制・拘束するのではなく、大人が手本となるように、複数、4人以上で酒を飲み歩かない、ワクチンを接種するなど、感染対策を1段階強化して、大人自身が家庭内にウイルスを持ち込まないことです。徹底して町内地域感染を拡大しないよう努力し、学校行事など、子どもたちの成長に必要な様々な活動を保障できるようにしていただきたいが、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 先ほど、抗原検査の簡易キットのお話が出ました。当然、私どもは一時的なことだと考えておりますし、PCR検査、抗原検査の正式なところにつきましても、医師、医療機関と保健所等々でやるのが基本だということで認識をしているところでございます。

また、学校行事につきましても、学校生活に潤いや秩序と変化、それと思い出に残るなどの有意義な教育活動で、一律に中止することではなく、地域の感染状況を踏まえ、感染症対策の徹底や保護者などの理解・協力を前提としたところで、でき

る限り実施の方向でいきたいということで考えているところでございます。

具体的には、体育大会、運動会においては、プログラムや競技内容の検討を行い、短時間で終わる工夫や、観戦者の制限をかけるなど、密にならないような工夫を行っています。

また、修学旅行におきましては、今議会で予算計上しておりますけれども、児童生徒の密を避けるため、バスの台数を増やしたり、見学ルートの変更を行ったりするなど、感染症対策を徹底しながら実施するような方向で、現在検討しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） できる限り、そのような方向に、また保護者、子どもたちの声も取り入れて、私たちもみんな中学生時代というのは過ごしてきたわけですがけれども、教室での学習だけが全てじゃない。いろんな行事等も、私の場合はそういったほうのほうに記憶に大いに残っているし、為になっている。そういった行事ですので、決してこういう時期に強制して全員参加というふうにはできないと思いますけれども、子どもたちや保護者、教職員、全てで良い行動ができるようなふうに作っていただきたいなと思います。

それと、居場所づくりについて、答弁の中で自立支援教室を開設したという答弁がありましたが、2学期の始まりは、子どもたちの心のケアがとても大切な時期です。家庭、学校ともに、行動制限の多い、感染対策のみを重視することなく、子どもに寄り添い、一人一人の子どもそのものを見つめてあげることが大切だと考えています。

今答弁されました自立支援教室とは、どういう教室ですか。具体的にお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 教育委員会では、今年度、自立支援室を開設し、様々な配慮を要する児童生徒の心の居場所づくりとして取り組んでいるところでございます。現在、教職経験のある2人の指導員が毎週火曜日・金曜日の午前中、活性化センターで学習指導等を行っております。指導員は、子ども一人一人に応じた学習指導を行うとともに、学校生活や家庭生活の相談等にも乗るなど、寄り添った対応を行っているところでございます。

また、毎月、スクールソーシャルワーカー等、専門機関も含めた関係者での打ち合わせ会を実施しております。支援室に参加している子どもに応じた対応を行っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これからこの自立支援教室というのは、ニーズがたくさん増えてくることも考えられますので、どうぞよろしくをお願いします。

この拡大しつつあるデルタ株について、最後に町長にお聞きします。

私は、8月末に町長と懇談をさせていただきました。そのとき、町長から新しい名刺をいただきました。手書きで直筆のサインと「復興に全力 小さいことでも御相談ください」と書かれていました。いつも小さい声を代弁しています。よろしくをお願いします。

そして、この名刺の裏には、「心一つに希望の明日へ」と刻まれていました。町長の思いのこもった名刺だと感じました。町長、今こそ町民が心一つにするときです。子どもを新型コロナウイルス感染症デルタ株から守るために、デルタ株の脅威の感染力を全ての町民が自覚し、今一度、全町民とともに心一つに、危機意識を大人自身をもって、家庭内にウイルスを持ち込まない対応を徹底してこそ、子どもを守ることができるし、日常生活の上で大切なことです。

芦北町の基本理念は、「すべては次代を担う子どもたちのために」です。新型コロナウイルスデルタ株から子どもたちを守るにはどうするか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これは今、健康増進課がですね、中心となりまして、コロナワクチン接種には本当にですね、もう土・日返上で取り組んでいるところでございまして、その成果として、他の自治体よりも接種率がかなり、進捗率が高いということですね、ワクチンを打つことによって、仮に感染してもそのリスクが下がると、重症化を防ぐことができるということもございますので、さらにこれは推奨してまいりたいと思いますが、国からなかなかワクチンですね、やはり供給というものが来ない場合もございまして、それに対しましても、どうやってこの場を乗り切るかと日常取り組んでおります。ただいま御指摘の件につきましても、これまでは高齢者の方々が、その主な対象となっておりますが、今、子どもたちにですね、まさにその目を向けていかなければいけないということもございます。教育委員会も先ほどから答弁しておりますけれども、教育委員会、関係機関ですね、一丸となって、このまずは基本的な感染予防の対策をですね、さらに徹底していくために、啓発を行っていきたいと思っております。これからもですね、議会としてもしっかりと見守っていただきたいと思っておりますし、いろいろと御提言をいただきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これは、私もなんですが、先ほど川尻議員の質問に町長が避難

所の避難の問題を答えられたのと似ているかなど。自分だけは大丈夫、2回注射を打ったしとか、その緩みだと思うんですね。行動に緩みが出てきて、ちょっと今日1杯飲みたいとか、やっぱりこれが、やっぱりまだ終わってないんだぞというのを全町民が、やっぱり意識を強くもってもらいたいと、それを周知していただきたい。私が一番そういう危ない人間ですので、特に思います。気をつけたいと思います。

次に、中学校校則について、2回目の質問をいたします。校則問題は、それぞれ答弁が①から⑤までありました。対策については、徹底した対策をしていただきたいと思います。

私は、いつものとおり、住民の声を紹介して、それをもとに教育長にお聞きをいたします。住民の声を聞いてください。中学生の頃、校則というか、規則に悩んでいたことを話してくれました。「小学生のときはずっとズボンだったので、中学生になってスカートに違和感がありました。決まりどおりに髪も肩より伸びれば、髪を結んで制服を着ていました。学級全体での写真撮影で、女子は足を閉じ、男子は足を開いて座るように指示されることにも、おかしいと違和感を持っていました。私から見た学校は、違和感だらけの空間、制服を着ることに抵抗を感じるようになり、ジャージでの登校が認められて学校に行くと、友達や男子から、何でいつもジャージなのと何回も聞かれる羽目になりました。何か特別に配慮しなくてはいけない生徒みたいな感じになるのもとても辛かったです。今になって思うことは、学校は校則や決まりをなくすことで、起きる問題を過剰に心配している。茶髪やツブロックだから不真面目とか危険だとか、偏見をもつ学校や大人がいなくなればいいと思います。学校が変わるには、意見を出し合って、みんなが居心地のいい学校になるように変えてほしい。」と切に話してくれました。

次に、現役の中学生の声です。「パンツの色は白、靴下はくるぶしが見えないこと、髪は眉毛と耳にかからない長さとか、理解できないことがある。なぜパンツの色は白ですか、靴下はなぜくるぶしが見えたら駄目なんですかと、先生に理由を聞いても、納得できる理由は答えず、決まりだからというだけじゃ訳分からんし、納得できないし、決まりをなくしてほしい。」という声です。

憲法で保障され、確かに校則は学校が決めるものであり、教育活動の一つです。教育には自主性が不可欠です。だから、憲法によって教育の自主性が保障され、政治も政党も教育の内容について介入を可能な限り抑制しなければならないことを私は知っていますし、一貫して重視しています。

校則は、教育活動の一つでありながら、子どもの人権に直結しているという特徴があります。というのは、校則が子どもの髪型や服装など、生活スタイルを規制す

る場合、生活スタイルはその個人の基本的人権なので、人権に抵触するからです。子どもたちの切実な訴えがあり、子どもの人権である以上、見て見ぬ振りができない問題です。私は、子どもの人権を守るという見地から、校則問題を今回、一般質問で取り上げました。

教育長にお聞きします。紹介した声にあったように、髪型や頭髪のツーブロックや茶髪など、髪形を指定する、下着の色を白と指定している、靴下はくるぶしが見えたら駄目など、人権に関わる問題を含んでいると思われます。これらの声も含め、教職員、保護者、子どもたちが、子どもの基本的人権と教育について、真剣な議論を尽くして見直しを進めることを重視する考えはありませんか。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、子どもの人権を守るということは非常に重要であると認識しているところでございます。国連子どもの権利条約でも4つの権利を守るよう定められ、その1つに参加する権利として、子どもは自分の関係ある事柄について、自由に意見を表すことができると示されております。このことを踏まえて、先ほど述べましたとおり、校則は学校が教育目的を達成するために定められております一方、児童生徒の実状、保護者の考え方、地域の状況、社会常識、時代の進展などを踏まえたものになっている必要が 있다고考えております。定期的に協議・検討した上で見直しを図る必要があるということで認識しているところでございます。

実際、学校では毎年、教職員だけではなく、生徒や保護者からの意見をもとに校則を見直しを図っているということで伺っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 現在の社会が個人の尊厳や多様性、ジェンダー平等を大事にしていこうと、時代の大きな流れの中で、まさに校則問題もそういうことだと思います。社会全体に多様な個性を尊重する流れが増しているときに、下着の色は白、頭髪は茶髪やツーブロックは禁止というのは、本格的に通用しなくなりつつあります。町長の言う、これまでの当たり前が通用しない、これにも言えるんじゃないでしょうか。

ここでも質問を用意しておりましたが、先ほどの繰り返しになるので、教育長にはもう質問は聞かないことにします。

次に、時間も間に合うかどうか分からないので、早口になれば御勘弁ください。

芦北町漁業協同組合について再質問をします。担当課長から、海岸漂着ごみ収集及び定期巡視業務委託費の積算根拠、人件費、機械借上げ、定期巡視、合わせて154万円とお答えになった場所がありました。

そこで、お聞きします。芦北町漁業協同組合の業務報告を見ると、令和2年度海岸漂着ごみ収集及び定期巡視業務委託費154万円は、委託費として記載されています。支出については、芦北町海岸清掃補助金額として記載しており、金額154万円に対し、支出額は31万6,106円と記載されています。この差額の約120万円は、あまりにも多過ぎます。これは運営費に充てられているのではありませんか。町はどのような報告を受けていますか。

また、来年度、芦北町漁業協同組合との委託契約時に、厳しく事業効果など、適正な検証を行う必要があります。担当課長、どう捉えていますか。

○議長（宮尾秀行君） 答えられますか。福井住民生活課長。

○住民生活課長（福井成昭君） 報告書によりますと、年2回のごみ収集作業を実施されておりまして、目標数量20tに対し、20.11tが収集されております。その後、一般廃棄物処理事業者により運搬処分がされている状況であります。

経費につきましては、先ほど申しましたとおり、作業員人件費、機械借上料、定期巡視料を実績として報告をいただいているところです。

本事業につきましては、ごみ処分の目標数量を達成しておられます。一定の効果は上げられているというふうに認識しております。来年度以降につきましても、事業実績を確認しながら、より一層、海岸環境の保全に努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 次に、商工観光課長にお聞きします。

乗船環境整備補助金は、ライフジャケット、船上用椅子などと答弁されましたが、ライフジャケットや椅子は1年で交換するものじゃないし、毎年必要ないと思うが、もう一度分かりやすくお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

本補助金は、令和元年度から始まったもので、令和元年度から令和2年度にかけて、老朽化に伴うライフジャケット60着、折り畳み椅子72脚、新型コロナウイルス感染症対策として、非接触体温計6台など、必要数の整備を行いました。

令和3年度は、救難はしご、日よけ・雨よけ用のテントなど、年度ごとに必要に応じ整備することとしております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） もう一つ、商工観光課長にお聞きします。

遊漁船資格所得補助金は、今年はなかったと言われました。確認です。これは初

年度1回限りと答弁されましたが、遊漁船資格の更新は5年となっておりますが、更新時にはどうなっていましたか。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

遊漁船の資格取得補助は、先ほど言いましたように、初年度1回限りの補助をするものでございます。更新に対しては補助対象外となっております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 対象外、分かりました。

漁協の問題で、最後に町長にお聞きします。私は、今年の6月30日、芦北町漁業協同組合の通常総会を傍聴しました。令和2年度業務報告の資料もいただきました。

これを見てもみますと、芦北町漁業協同組合への補助金、委託料について、組合の事業報告では、補助金全体の受入額と支出額の差額が相当あります。総会では、2人の組合員から、この差額について質問をされたのに対し、組合長をはじめ、理事全員がこれらの質問に答えることができませんでした。全く総会の意義をなしていません。答弁できない使途不明金が多くあり、ずさんな会計処理と言わざるを得ません。

町は、補助金、委託費の支出先である芦北町漁業協同組合に対し、厳しい審査をして、補助金や委託契約の決定をする必要があります。使途不明金に対し、会計士等を派遣するなど、指導・監督を行い、業務報告を検証し、経営の健全化と会計の透明化を図るべきです。補助金、委託費の支出先である芦北町漁業協同組合のこのような実態に対して、見て見ぬふりはできません。厳しく指導・監督してください。

このような、芦北町漁業協同組合の業務報告での会計処理のずさんな総会のあり方等について、町長の見解をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君） 町長、答えられますか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 外部団体等に対しますですね、委託費とか補助金につきましては、芦北町の監査委員でですね、定期的に監査を行っておるところでございますので、またしっかりと監査のほうでもですね、従事していただきますように、そしてまた私どもも業務のほうでもですね、より適正化を図るように努めてまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 町のほうの支出が間違っているとは言っていないんですね。漁協の業務報告書に何に使ったかという区分けの項目が一切ない、そこが問題だと。指導をされ、また向こうがその技量がないのであれば、適切に会計士等を送り込む

とか、そのような手を使っていただきたいと思います。

次に、みなし仮設及び仮設住宅について、2回目の質問を行います。

担当課長から、仮設住宅59世帯、146人、みなし仮設住宅84世帯、486人とお答えになりました。町長からは、国と県の延長協議により、延長できると考えている等の答弁がありました。

ここで、避難というか、みなし仮設におられる住民の声を紹介します。「災害後はみなし仮設の制度のお蔭で本当に助かりました。先祖代々の歴史、子どもの頃、結婚してからの子育て、子どもたちが独立し、孫たちを連れてきて楽しく遊んだ思い出の詰まった家と財産全てを失った。連れ添いと2人、命だけは助かりました。この災害は多くの方が同じような被害を受けているので、絶望せず、夫婦2人仲良く、希望をもって、結婚60年のダイヤモンド婚式を迎えられるように頑張っている生きています。お願いがあります。私は国民年金者で、家を再建する目途もまだ立っていません。来年8月まで今居るところはみなし仮設制度が終わって家賃を払わなければいけなくなると聞いています。必要最低限の生活用品しか買っていません。食べるのに精いっぱい、家賃を払うことになれば、不安で不安でたまりません。町長にこの思いを伝えてください。お願いします。」という声です。

町長にお聞きします。紹介した声と同じように、不安に思っている住民が少なくないと思われます。町として、全ての対象住民の意向調査を実施し、住民の意向に沿えるよう、国・県に期間延長を町として要求するとともに、意向調査の結果を見て、町独自の支援策も早急に考えていただきたい。もう一度、町長の見解をお聞きします。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 県のほうにはですね、もう延長はあり得るということですね、その際はもうしっかり頼むということで、もう何度も言うておりますので、そこはですね、御心配がないようにしていきたいと思っておりますし、生活再建につきましても、担当課、生活支援センターで常に御意見をお伺いしながらですね、日に日にやはりお気持ちも変わってまいりますし、事態もまた変化してまいりますので、それもきちっとですね、対応できるように、これからもなお一層寄り添っていきたく思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。あと53秒。

○4番（坂本 登君） 住民のですね、不安な気持ちを軽減できるように、今、執行部、町長、教育長、答弁をされました。実践できるようにお願いいたしまして、私の質問に代えさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

午前中は、これで終わります。

午後は、13時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

前田君から、この後の会議を欠席する報告を受けております。

次に、楠原君。

○1番（楠原清照君） 楠原でございます。

議長の許可のもとに質問させていただきます。

さて、私も議員となりまして、早8月が経過いたしました。そして、今回で4回目の議会、3回目の一般質問となったわけでございます。その間、本議会での審議や委員会の活動等の、いわゆる議会活動関係以外の時間につきましては、できるだけ現場に出向き、町民の皆様の生の声を拾い上げ、案件によっては、必要に応じ、役場各課の課長や担当職員の皆さんに御相談を申し上げておるわけでございますけれども、ほとんどの案件ではですね、本当にスピード感をもって対応していただいておりますので、この場をお借りしまして、深く御礼申し上げます。

そういう活動を日々行っている中で、改めて気が付いたわけでございますが、相談される案件のほとんどは、決して多額の費用や手間がかかるものではなく、行政側から見れば、規模的あるいは金額的には小さな問題に属するものだけということでもあります。その小さな問題が、個々の関係町民の皆様に見れば、大きな問題であり、長年の懸案事項でもあり、ストレスでもあつたりするわけでございます。

そのような案件に対し、真摯に向き合い、解決へ向けてレールを敷く、若しくは解決しない事案であれば、その旨をしっかりと説明するなど、フィードバックをちゃんとやる。このように、一つ一つ、コツコツと丁寧に解決に向けた地道な努力を、議会と執行部が一体となって、継続して行っていくことこそが、町民の満足度を真に高める王道ではないかと思うのであります。

また一方では、政治家たる町長や我々議員は、政治的大局観をしっかりとっておかねばならないことは言うまでもありません。

そのようなことで、私は一般質問におきましても、時に徹底した町民目線での素朴な疑問に基づく質問をする場合があるかと思えます。役場の課長までした男が、なぜそんな質問をするのかという、そのような内容の質問もあるかと思えます。しかし、私はあくまでもまずは町民目線に立たなければならない。そして、町民が素

朴に疑問に思っていることをあえて取り上げ、町長に伝え、質すことこそが私に課せられた大きな役割の一つであろうと考えるものでありますので、今後ともよろしく御対応方、お願い申し上げます。

それでは、具体的に、まず質問の第1の自然災害に対応する気象観測の現状と、気象観測の情報提供等について質問いたします。

昔から日本は、災害列島と揶揄されるがごとく、自然災害が頻発しております。第二次世界大戦終結後、確かに日本は戦争に巻き込まれることなく平和を維持し、今日に至っておりますが、一方で毎年のように梅雨や台風の襲来の度に、大雨による河川災害、土砂災害等に悩まされ続けてきております。それにプラスして、地震もあるわけです。もう本当に日本の中で安全・安心な場所などあるのかと思うくらいでございます。天気が穏やかなときは、日本の自然環境というものは本当に世界に誇れるほどすばらしいものでありますけれども、一旦荒れ狂ったときは手がつけられないほど狂暴化しております。

そのような狂暴化した自然と、日本は毎年、防衛戦争をしているようなのです。先の戦争では、日本は情報力で負けたともいわれております。敵の動向を把握し、適切な対応をするためには、何と言っても、まず第一に正しい情報の収集とその分析が極めて重要ではないかと思うわけです。自然との闘いはまさしく専守防衛でありまして、国防と理念を同じくするものであります。

アフガニスタンの情勢をテレビ報道等で見てみますと、諸説ありますが、アメリカは20年来、アフガニスタンに自由と民主主義を根づかせるために随分支援をしてきたものの、自分の国は自分で守る、そして発展させるんだという気概が足りない国だと見切りをつけ、見捨てたのではないかととも言われております。事実、ガニ大統領はすぐ逃げ出したわけです。やはり、自分の国は自分が守る、自分の町は自分たちが守るという強烈な自覚と、それに基づく行動が必要なのではないかと思うわけです。

特に町長や私たちのような、議会議員、すなわち政治家には、一般の人の5倍も10倍もの強烈な意識が求められているのではないかと思います。何となれば、政治とは突き詰めれば、まずは人々が生き延びるために何をなすかということが最優先事項であるからであります。従って、政治家は平時であっても常に有事を想定しておかねばならないのであります。

話は少し大きくなりましたけれども、日本国内には約1,300カ所に地域気象観測所、通称アメダスが設置されておまして、気温、降水量、風向き、風速、日照時間などが、その観測項目にあるようでございます。県内には26カ所ほど設置してあり、町内には北緯32度21.8分、東経130度30.5分、大字田浦町字

八幡のもとに設置されております。近隣では、水俣市、八代市などに配置されており、スマホなどで閲覧できる、あの便利な雨雲の動きなどは、このような情報に基づくものなのでありますけれども、我が町は234㎢と、実に広大な面積を有しておる町です。局所的ゲリラ豪雨の多発、線状降水帯や巨大化する台風襲来などのリスクに対応するため、先ほど申し上げましたように、自分の町は自分で守らなければなりません。

そのような考えに立ったとき、ニュートラルな視点から見て、現在の気象観測や監視体制で十分なのか考える必要があると思うわけです。田浦にはアメダスがありますからいいとして、吉尾、大野、佐敷、湯浦に観測拠点を設けることで、町内の気象の現状をより精密に把握できるのではないかと考えます。また、平時においては、その情報の蓄積と公開により、農業等にも利活用できるのではないかと考えるわけです。

そこで、質問です。現在の警戒時における雨量等の気象観測の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。これが通告書の1の①でございます。

また、その情報をできるだけ一般にも提供し、活用できないかとの観点から、気象観測等の町民への情報提供についてはどう考えているのかお尋ねいたします。これは通告書1の②でございます。

次に、質問の第2は、予防的避難における避難所の環境整備等についてでございます。予防的避難とは、一般的には夜間に災害が発生する恐れがある場合等において、明るいうちに、すなわち安全な環境のうちに、早めに安全な場所へ避難するということであろうと理解しているところでございます。

また、そこで言う避難とは、その時々で各自が判断し、ある人は安全な親戚や友人、知人のお宅へ、ある人は町外の安全と思われる場所へ、そしてそれ以外の選択肢として、自宅にとどまる選択をする人や、指定避難所や自主避難所へ避難する方もおられるわけですが、今回は避難所へ避難するパターンを考えてみたいと思います。

そこで、この予防避難という考え方は、まだ比較的新しい概念であります。勉強のために予防的避難の阻害要因と促進要因に関する分析という論文を読みましたら、平成25年10月11日の台風26号では、伊豆大島で土砂災害により36名が死亡、熊本県では平成24年7月12日の九州北部豪雨に伴う土砂災害で、阿蘇市を中心に23名が死亡したが、これら2つの災害に共通していたのが、深夜の集中豪雨であったため、市町村が避難勧告等の発令を躊躇したということであったと記されております。

これを受け、熊本県では予防的避難の取組を平成25年度から始めたとありまし

た。つまり、2013年ですから、大体8年前辺りからこのような取組が恐らく本町でも実施され出したわけです。そして、現在は避難勧告等の発令は以前に比して、随分早く行われるようになり、予防的避難の呼びかけも随時行われているところがあります。従って、現在においては、予防的避難という取組は既にスタンダードなものになっていると思うわけです。

そうしますと、必然的に避難所に避難した人々は、これまでより早く避難するということから、避難所により長時間滞在するという現象が生じてまいります。予防的避難では、特に高齢者や体の不自由な方などが含まれるわけですが、町の人口動態を見ても、当分の間はその比率が上がることはあっても、下がることはないと思われます。それに加えて、プライバシーや健康管理など、配慮せねばならない問題がたくさんあるわけであり、これまでのような固い床に雑魚寝ということでは到底済まなくなっているのではありません。

防災行政無線などで予防的避難を呼びかける時、決まって毛布などの身の回り品は各自で持参してくださいとアナウンスされております。これは恐らく手ぶらでもいいけれども、できれば準備してきてくださいという意味合いを含んでいるのだと思いますけれども、真面目な高齢者は、そうは受け取っていないのであります。必ず毛布や身の回り品を持っていかなければならない。また、持っていかなければ役場や周りの避難者に御迷惑をかけるという思いが強くありまして、結果として避難所に積極的にいこうという思いが薄れ、躊躇してしまっているというのが実態ではなかろうかと思えます。といたしますのも、そういう声をよく聞くからであります。このようなことで、早めの安全なうちの自主的避難という考え方に基づく避難所の受入態勢の充実が喫緊の課題だろうと思うわけです。

そこで、お尋ねいたします。避難所の環境向上のための現状はどうなっているのか、これは通告書2の①でございます。

さらに、今後の環境改善についてはどう考えているのか、併せて伺います。これは通告書の2の②でございます。

第3の質問は、町のシンボルの制定についてであります。我が芦北町は過去に何度となく合併を繰り返してまいりました。そして、最後の合併が平成17年1月1日、旧芦北町と旧田浦町が対等合併し、現在の芦北町が誕生したわけでございます。平成17年といたしますと、2005年ですから、早いものですね、16年の歳月が流れておるわけです。その間、竹崎町長や前田浦町の竹浦町長をはじめ、関係各位の相当の御努力により、両町民に特段のしこりもなく、円滑で平和的な合併ができたのではないかと評価するものです。いわゆる成功した合併事例ではなかったかと思えます。

しかし、昨年、令和2年7月豪雨により、未曾有の大災害が発生しました。そして、前後しての新型コロナウイルスパンデミック騒動でございます。この2つの事件により、我が町は非常事態に陥ったといっても過言ではありません。人々は疲れ果て、途方に暮れ、将来に対する希望をもてなくなってきております。町長におかれても、町長選挙や機会がある度に、町民に奮起を促し、一致団結して復旧・復興を成し遂げようと申されており、私も同様に、不要な争いは避け、町民が一致団結するときであると訴えておるところであります。

ところが、ある人が私に、今、町のシンボルは何ですかと問いかけてきました。即答できずに、調べてみますと返しましたけれども、よくよく考えてみましたらば、旧芦北町はアイリスとモチノキ、そして旧田浦町は、調べてみましたら、甘夏の花とヤブツバキだったわけです。そのアイリスは、昔はどここの道端にも咲いていたのですが、最近全く見なくなりました。モチノキにいたっては、なぜモチノキが町の木だったか、分からなくなっていました。甘夏もかつての勢いは衰えてしまいましたし、ヤブツバキはちょっとマイナーかなという感じもします。参考までに、近隣自治体を調べてみますと、津奈木町は町の木はスギ、町の花がツワブキ、町の鳥がヤマドリでございました。八代市は、市の鳥がカワセミ、市の花がやつしろ草、町民の歌が「日は昇る」、市の愛唱歌は「私の町は」となっています。人吉市は、市の木はカシ、市の花が梅の花、市の鳥がウグイス、ヤマセミとなっていました。

私は、花や木や鳥にこだわっているわけではありませんけれども、合併して16年、そして大水害が発生したこのタイミングにおいてですね、町民が一致団結し、復旧・復興を成し遂げる意味においても、そのシンボルとしての町の象徴を何かしら考えて制定していいのではないかと考えているところです。

そういうことで、町のシンボルを制定するお考えはないのか、最後にお尋ねいたします。

壇上質問、これで終わります。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） かつての私の議員時代をほうふつさせるような、元気のあるお尋ねでございました。楠原議員の質問の主題3についてお答えをいたします。

町のシンボルにつきましては、合併前の両町におきまして、それぞれの地域特性を考慮するなどして制定されておりました。現時点では、シンボルの制定は行っておりませんが、今後、利活用の場面や必要性、項目などについて検討課題としたいと思っております。

なお、質問の主題1及び2につきましては、具体的な内容となりますので、担当

課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 質問の主題の1の①についてお答えします。

大雨などの警戒時においては、まずは有識者及び気象庁、国土交通省、熊本県、県南を中心とする各自治体、テレビ局、新聞社などのマスコミで構成します災害報道連携会議が開催されますけれども、会議時に提供される今後の雨量や気象情報などを、避難所開設や今後の対応に関する判断材料としてございます。その上で、警戒監視に用いるツールとしましては、国土交通省及び熊本県が提供します各種情報、本町の気象観測装置の情報を主に用いてございます。

国土交通省が提供する情報に関しましては、気象庁が運用します防災情報で、雨雲の動き、警戒・注意報の今後の推移、災害の危険部分布、気象衛星の画像、天気図、アメダスの雨量情報などを使用しております。

球磨川など、国の河川につきましては、国土交通省の川の防災情報サイトで公表されております河川の水位、河川カメラの確認を行います。

熊本県の情報につきましては、県統合型防災情報システム及び熊本県防災情報を用いて、雨量の情報、土砂災害につながります土壌雨量の状況、県河川の水位、河川カメラの確認を行います。

町では、旧町村単位で雨量計を設置しておりまして、現状把握を行っており、多様なツールを用いて複合的な監視を行い、警戒に当たっているところでございます。

次に、②についてお答えします。ただいま①で申し上げたツールに関しましては、町の雨量情報以外はインターネット上での確認が可能となっています。また、ほとんどの町民の方は、情報の多くをテレビから収集をされますので、災害報道連携会議を通して報道機関に対する情報発信のお願いも行っているところでございます。

町の取組としましては、町の公式LINEを使って警戒情報を発信する際には、気象庁の雨雲の動きでありますとか、土砂警戒情報のページのリンクをですね、添付して発信するなどの取組も行っているところでございます。

次に、質問の主題2の①についてお答えいたします。避難所におけます資機材の配備の状況についてのお尋ねでございますけれども、整理しやすいよう避難所の開設から御説明をさせていただきます。

大雨の場合などは、旧町村単位に1カ所ずつ、5カ所をミニマムで開設をし、最大10カ所までですね、速やかに拡大できる体制を取っております。

台風の場合ですと、最大24カ所を開設する人員配置を行い、地震の場合は最大35カ所の避難所開設を行うよう配置を行ってございます。35の避難所には、消毒液、マスク等のコロナ対策キット、受付の飛散防止の亚克力板、非接触型の体

温計を配備してございます。

また、開設の回数が多く、避難者が見込まれる10カ所については、プライバシー確保のためのテントやパーティション、簡易ベッド、段ボールベッド、敷きマットの配備などを行っております。

実際の避難所運営に際しては、避難行動要支援者の方や御高齢の方への簡易ベッドの提供、家族用テントの事前の設置、敷きマットの御利用希望などを伺い、対応するよう努めているところでございます。

次に、②についてお答えします。避難所におけます環境向上の取組は、コロナ対策と相まって、全国的にも喫緊の課題として取り組まれております。本町としましても、さらなる環境の改善は必須と理解をしておりますので、引き続き整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございます。

通告書の質問1の気象観測の現状等の答弁に対し、追加質問をしたいと思います。

気象観測等の現状につきましてはですね、町内各地域には、今の御答弁に旧町村単位で雨量計が設置してあること、また国・県、報道機関等の情報提供や共有、情報の発信等に取り組まれていることがよく分かりました。けれども、気候大変動の時代のようにございますので、気象観測情報のさらなる制度アップ、つまり観測項目や観測拠点数の増設等の御検討をお願いしておきたいと思っております。

一方、気象観測というより監視体制になりますけれども、去年の豪雨災害はまさに土砂崩れと河川氾濫がその主たるものであったわけですが、特に河川の監視でございますけど、その監視強化が必要ではないかと思うわけです。

調べてみますと、県の河川管理である小田浦川、佐敷川、湯の浦川に各1カ所、現在、計3カ所に監視カメラが設置してあり、これはインターネットの熊本県防災情報システムの河川カメラ情報で常時閲覧可能となっております。写真情報に加え、水位も確認しているとのことですが、去年の大水害で河川際に住まわれている町民の皆さんは、増水した河川に大変な脅威と恐怖を抱くようになっております。

そこで、お尋ねいたします。町として、現在の警戒監視や情報提供に際し、不足すると思われる部分につきましては、これを補完する取組の計画はございませんか。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

今後は、町におきましても、御指摘のございましたように、国や県での設置が難しい、あるいは設置していない箇所へのですね、河川カメラの設置でありますとか、

先ほど申し上げたいいろんなサイトがございますけれども、アクセスするのに幾つか手順を踏まないといけませんので、そういったところにアクセスがしやすくなるようなまとめサイトの構築なども検討しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

河川カメラの増設と申しますか、この新たな設置はですね、非常に効果的だと思います。

先ほど私が述べました3カ所のほかにですね、例えば吉尾川、和田口付近、あるいは佐敷川でも、その上流部、またその支流の宮浦川、田川川、それに湯の浦川の上流部等々ですね、是非設置を御検討していただきたい。いや、是非とも設置をしていただきたいと、強く提言しておきたいと思いますが、どうですか、総務課長。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

御提案いただきました箇所も含め、検討してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、通告書1の避難所の環境整備等の答弁に対し、追加質問をいたします。

指定避難所の資材・機材の配備につきましては、大体分かりましたけれども、環境の向上は必須事項でありますので、今後ともですね、予算も伴うこととは思いますが、どうかしっかり取り組んでいただきたいと要望をしておきたいと思っております。

さて、この予防的避難に際し、町の避難所に避難したくとも、その足がなく、移動できない方もおられると思います。中には、ふれあいツクールバスを活用できないのか、あるいはもっと近くに避難所がほしいという町民の声もあるほどです。公共サービスで移送することは難しい面もあるとは思いますが、どのような対応を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

例えば、専用車両を使ったですね、移送サービスなどについてのお尋ねかと思いますが、予防的避難の場合ですね、カバーする範囲が非常に広大であるということ、それと移送先や時間帯というものがですね、これは様々でございますので、議員御指摘のとおり、実施に向けてはですね、やはり課題が多いただろうというふうに考えます。

ただ、町の避難所まで距離がある場合ですね、危険な箇所にお住いの方が避難を

ためらうということがないようですね、行政区や自主防の方などと連携して、移送のお手伝いをいただく、また身近なところがですね、自主避難所としてなるような、そういう支援が必要ではないかというふうに考えておきまして、総じて地域防災力の向上を図る取組というのを進めていくことが、やはり重要であろうというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） 今御答弁があったとおりですね、避難所の環境改善と併せて、地域の防災力を高める取組は非常に重要であろうと考えます。地域防災力を支えるのは、ひとえに自助・共助・公助の総合力であると思います。是非、防災教育の啓発や連携の強化を図ってほしいものだとお願いしておきます。今後に期待したいと思います。

それですね、町の中の規模の大きな避難所は、先ほどの答弁にあったように、以前と比較すれば格段に配慮された環境になってきているようでございますけれども、まだまだという面もございますので、今後のさらなる環境改善をしていただきたいと思っております。

一方、各地区の公民館などの小規模な自主避難所は、指定避難所以上に資材や機材が充足されていないのではないかと思います。地域防災力を高める取組の一環といたしまして、防災関連の支援制度の構築も必要ではないかと思うわけです。その点、総務課長、どうお考えですか。

○議長（宮尾秀行君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） お答えいたします。

御指摘のとおりですね、地域防災力を高めていくという取組は、ハード・ソフトを問わずですね、やはり一体的に進めていく必要があると理解しておりますので、ただいま申されたようなですね、支援制度についても今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 楠原君。

○1番（楠原清照君） ありがとうございます。

予防的避難という新しい概念をどう具現化していくのか、それはひとえにこの課題に対し、真正面から向き合い、知恵を出し、自助・共助・公助をわきまえ、官民連携強化のもとに新しい発想を大胆に取り込みながら進めていかなければならないものであると考えるところでございます。

しかし、自助、すなわち自分の命は自分で守ることが基本ではございますが、若い人ならいざ知らず、高齢者、社会的弱者にとっては、共助と公助なくして、自分の命をまもることは、到底できません。我が町においては、そのような課題を

とことん研究していただき、いつの日か芦北モデルともいうべき、他の範となるような進化した実効性の高い予防的避難体制を早期に構築し、これからも必ずや襲いかかってくるであろう自然災害において、町民の命を全力で守っていただきたいと、強く要望しておきたいと思います。

質問3の町のシンボルにつきましては、町長自ら御答弁いただきましたけれども、追加質問はいたしませんけれど、何もないというのも寂しい気もいたしますので、今後御検討いただければとお願いをしておきます。

今回は、十分時間内で収まったわけでございます。これで質問を終わります。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時02分

令和3年第4回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月16日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第10まで）

- 第 1 認定第 1号 令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第46号 令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第10 議案第55号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第11 発議第 4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

第12 議員派遣の件

（一括議題＝日程第13から日程第17まで）

- 第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第16 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（15人）

1番 楠原清照君	2番 長口隆君
3番 林田燿宏君	4番 坂本登君
5番 宮内道則君	6番 寺本順一君
7番 古村逸男君	8番 白坂康浩君
10番 元山秀志君	11番 平松洋一君
12番 川尻成美君	13番 寺本修一君
14番 岡部恵美子君	15番 草野安道君
16番 宮尾秀行君	

3 欠席議員（1人）

9番 前田徹一君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町長 竹崎一成君	副町長 藤崎正司君
教育長 岩田繁義君	総務課長 松本俊造君
企画財政課長 川尾敏浩君	税務課長 長崎十三男君
住民生活課長 福井成昭君	福祉課長 池田康浩君
健康増進課長 田中公広君	農林水産課長 佐竹貴幸君
商工観光課長 釜辰信君	建設課長 鎌倉博之君
上下水道課長 平田秀臣君	教育課長 白坂達也君
スポーツ・文化振興課長 内田照也君	コミュニティセンター課長 志水哲治君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福田貴司君 次長(課長補佐) 窪田和彦君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

- 1 熊本県町村議会議長会（広報研修会）
 - (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
 - (2) 期 日 令和3年11月4日（木）
 - (3) 場 所 熊本県市町村自治会館 本館講堂
 - (4) 派遣議員 議会広報委員会委員

令和3年9月16日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

前田君から欠席届が出ております。

お手元に配付の議事日程にしたがって、会議を進めてまいります。

-----○-----

- 第 1 認定第 1号 令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 8号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第46号 令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第10 議案第55号 芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、認定第1号「令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第10、議案第55号「芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会期規則第36条の規定により一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

初めに、白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

総務常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び議案第55号、芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、9月8日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、令和2年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は183億8,353万4,833円で、対前年度74億746万377円の増、歳出決算総額は176億931万8,618円で、対前年度70億5,983万488円の増となり、歳入歳出ともに令和2年7月豪雨災害復旧及び新型コロナウイルス感染症対策により大幅な増となっております。

また、財政指標については、経常収支比率は94.4%と、2.3ポイント増加したものの、実質収支比率が3.1ポイント上昇して8.8%、財政力指数は0.01ポイント上昇し0.35になるなど、総合的に判断すると健全財政は保たれています。

以下、審査経過において論議された主なものについて申し上げます。

初めに、総務課では、消防・防災対策、交通安全対策、防犯対策、職員の人材育成、支所・出張所の業務をはじめ、町の情報発信に係る各種事業が行われています。

消防・防災対策事業では、自然災害の発生する危険箇所などを掲載した芦北町総合防災マップの修正版の発行や、小型動力ポンプ、積載車の更新など、消防設備の充実を図るとともに、自主防災組織の組織化及び組織間の連携を促進するなど、自助・共助の推進及び地域防災力の充実・強化が図られました。

防犯対策事業では、地域団体や町民の自主的な防犯活動を支援するため、防犯カメラや防犯灯の設置に対する助成を行い、防犯と通行の安全向上に努められました。

災害対策事業では、逃げ遅れゼロを目指す取組として、芦北町公式LINEを構築し、住民への情報伝達手段の重層化を図るとともに、グループチャット機能の導入により、職員及び関係機関との情報共有の迅速化が図られています。

また、7月豪雨災害によって被災された方へ、県内外から寄せられた義援金の配分を行ったほか、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業が行われています。

主な質疑として、これまでの公用地の払い下げがされている。令和2年度はゼロとなっているが理由は何かとの質疑に対し、土地建物売払収入は平成28年度から令和元年度にかけて、洲崎分譲地の払下収入を計上していたが、令和元年度に完売

したので、令和2年度の実績はないとの答弁がありました。

また、消防団員の出勤手当の金額の妥当性に関する質疑に対し、国の報酬の見直しや中間報告を踏まえ、年報酬、出勤報酬の額等について、現在検討中であるとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進や国際化、国際交流の充実、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等に係る各種事業が実施されています。

令和2年度は、コロナ禍及び7月豪雨災害の影響により、海外派遣事業の中止やまちづくり活動の縮小など、事業全般にわたり大きな影響を受けた中、ふるさと応援寄附金事業においては、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税に加え、ANAふるさと納税を受付サイトに追加し、災害からの復旧・復興に対する納税も受け入れるとともに、企業版ふるさと納税を開始するなど、自主財源の確保に努められています。

また、コロナ禍対策として、家計への支援及び地域経済の消費活性化を促進するための生活応援券事業や、道路が寸断された場合の孤立集落への緊急物資輸送を確保するため、ドローン2機を新たに整備し、命をつなぐ空の道として実証実験なども行われています。

主な質疑として、空き家バンクへ9件が登録され、改修費用など10件の補助を行い、9件が成約したという説明であったが、登録された9件が成約したということかとの質問に対し、成約した9件のうち8件は令和元年度までに登録したもので、令和2年度登録分の制約は1件であるとの答弁でありました。

また、経常収支比率が94.4%であったが、財政の硬直化にならないよう財政健全化についてどう考えているかとの質疑に対し、令和2年度は7月豪雨災害で例年になく特異な状況であり、財政の硬直化については危惧している。1日も早い復旧に対する取組の中で、これ以上悪化しないよう対策を講じていく。また、公債費についても、少しでも負担を減らすよう、減債基金へ積み増して備えるなど、努力していきたいとの答弁がありました。

次に、税務課では、地方税法や関係法令等に基づき、厳正かつ公正・公平な課税、徴収が行われ、自主財源の確保に努められています。

一方では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した事業者に対する納税の猶予や、7月豪雨災害の被災者に対する町民税や固定資産税の減免を行うなど、納税者の負担軽減が図られています。

町税の収納状況については、現年分・滞納繰越分を合計した収納率は96.63%で、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例により、前年度比で1.

53%の減となっております。

また、7月豪雨災害の罹災証明発行のための、建物被害認定調査が2,100件以上行われています。

主な質疑として、不納欠損の内訳はどのようになっているのかとの質疑に対し、即時不納欠損は、個人で10人、法人で7社、執行停止後3年経過分で、個人が22人であったとの答弁がありました。

また、たばこを吸う人が減少する中、たばこ税の収入が増えているのはどういうことかという質疑に対し、喫煙人口は確かに減少しているが見ているが、その分、たばこ1本に係る税率が上がっているため税収増となっているとの答弁がありました。

次に、会計室では、公金の安全かつ適正な管理を行うため、収入・支出に係る審査、収納、支払いの効率的な出納業務が行われております。

歳入においては、収入印紙等購入基金繰入金が、新型コロナウイルス感染症によりパスポート申請件数が減少し、前年度比68.1%の減となっております。

次に、議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんど経常的な経費となっております。

議会費において、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった各常任委員会研修に係る経費の不用額が生じたとの説明がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号、芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて申し上げます。

本計画は、これまでの法律である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に施行され、本町は引き続き過疎地域の対象となったため、芦北町過疎地域持続的発展計画を作成するもので、計画策定の効果として、本町にとっては必要不可欠な過疎地域対策事業債の発行が可能となることや、国庫補助金の補助率の嵩上げなどの財政的支援が受けられるとの説明がありました。

主な質疑として、法律の改正点は何かとの質疑に対し、主な変更点として、過疎地域の要件の基準年の見直しや、目標項目の追加等であるとの答弁がありました。

また、パブリックコメントの意見は何かあったのかとの質疑に対し、1名から意見をいただいたが、内容が個別具体的であったため、計画案の修正はしていない。

意見公募の結果についてはホームページに掲載しているとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました議案第55号、芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2つの特別会計の決算認定について、並びに議案第46号、令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、現地調査も含めて、9月9日及び10日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

最初に、建設課所管分について申し上げます。

まず、総合計画関連の交通・情報通信ネットワークの整備として、道路改良事業では、待望久しかった町道射場芦北線の工事が完了し、12月6日に全線開通したことにより、通勤・通学、町内移動時間の短縮など、利便性と安全性が向上しております。また、道路維持管理事業では、定期的な除草作業や修繕工事を実施され、通行車両の安全性が確保されています。

橋りょう維持事業では、定期点検を実施され、点検により補修が必要な橋りょうについて、山崎橋ほか3橋の補修工事が実施されています。

次に、安全・安心なまちづくりでは、河川改良事業として、海浦地区の下の浦川ほか1河川の改修や、自然災害防止事業として女島地区の町道沖線にネットフェンスが設置されています。

住宅等の整備については、町営住宅入居者の快適な暮らしを保つため、一般修繕をはじめ、樹木の剪定などの維持管理が行われています。

なお、芦北町債権管理条例第10条の規定により、1名分の住宅使用料37万4,100円及び駐車場使用料2万3,000円が不納欠損処分されています。

地域優良賃貸住宅建設事業では、若者や子育て世代のニーズに対応した住宅を提供するため、建設予定地として湯浦地区に約3,800㎡の土地を購入されています。

次に、復旧・復興計画関連では、継続した生活再建の支援として、堆積土砂排除事業により、令和2年7月豪雨により被災した個人住宅地内に堆積したがれき混じりの土砂の撤去・回収等を迅速に対応されています。

道路・河川の復旧事業では、道路災害191件、272カ所のうち18件、21カ所が工事発注済、また河川災害229件、670カ所のうち20件、79カ所の工事発注済となっており、残りは計画的に発注されることになっています。

次に、排水路等の整備では、被災した湯北ポンプ場の電気設備修繕が行われ、機能が回復しております。また、排水機場等災害復旧事業では、被災した排水機場と樋門の修繕及び浸水対策等の工事を、小田浦排水機場ほか8カ所で実施されています。

主な質疑として、7月豪雨による公共土木施設災害は、国の査定を受け、査定額が確定したが、いつ工事完了するののかとの質疑に対し、査定額は48億9,000万円となっており、工事は令和2年度に5億円、令和3年度20億円、令和4年度に残りの発注を考えているとの答弁がありました。また、今回の激甚災害の補助率はどうなっているのかとの質疑に対し、補助率は95.9%であり、数年前の激甚災害は80%程度であったので、今回はかなり高い補助率となっているとの答弁がありました。

次に、しろやまスカイドームの下付近は、7月豪雨災害で冠水したが、以前の梅雨期でも冠水しており、排水路の改修計画はどうなっているのかとの質疑に対し、現在、業務委託を発注しており、国道3号線下の暗渠などを含め、解析を行っているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管分について申し上げます。

まず、総合計画関連の浄化槽設置費助成事業では、29基の浄化槽設置に対し、助成されています。

次に、復旧・復興計画関連では、7月豪雨により被災した飲料水供給施設の復旧のため、中園地区水道組合ほか18組合に対して助成され、衛生的な飲料水の確保が図られています。

主な質疑として、合併浄化槽の普及率はどうなっているのかとの質疑に対し、浄化槽区域人口1万2,793人のうち、設置済人口は7,890人であり、普及率は61.6%となっているとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

総合計画関連の下水道の整備では、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、15件の新規接続があり、水洗化率は83.3%となっています。

次に、復旧・復興計画関連では、7月豪雨により被災した伏木ほか5地区の農業

集落排水施設は、現在、応急復旧により稼働していますが、今後、災害復旧事業により本復旧が行われます。

次に、生活排水処理事業特別会計について申し上げます。

本会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の状況に合わせた維持管理が行われています。

なお、4名分の22万2,685円が不納欠損処分されています。

主な質疑として、不納欠損処分の理由は何かとの質疑に対し、対象者4名のうち3名は死亡により相続放棄等をされたもので、残り1名は所在不明であるとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策及び災害対策の一環として、水道使用料の6月、7月分は基本料などの一部を減額、8月分は全額を免除され、利用者の負担軽減が図られました。また、7月豪雨により被災した水道施設は、令和3年3月に本復旧が完了しています。

営業利益は1億7,794万6,950円で、営業利益から営業費用並びに営業外収益を差し引いた経常利益は1,609万4,457円となっています。また、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は1,607万9,247円となり、安定供給と効率的な経営への取組が見られ、その結果、未処分利益剰余金1億5,969万6,789円を翌年度に繰り越すこととされています。

なお、芦北町債権管理条例第10条の規定により、1名分の4,320円が不納欠損処分されています。

主な質疑として、老朽化した水道管の布設替えを行っているが、今後の計画はどうなっているのかとの質疑に対し、水道管の延長は111kmで、布設替えの目安としては40年経過したものから、過去の漏水状況を見ながら優先順位をつけて計画的に行っているとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分について申し上げます。

まず、総合計画関連の商工業の振興では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店を中心として多くの事業者の事業環境悪化が懸念されたことから、災害時等特別資金利子補給補助金や、飲食店応援キャンペーンによるクーポン券発行、事業継続支援金、家賃等支援金等の事業者支援を切れ目なく行ってあります。

また、プレミアム付商品券発行に対する補助や創業・店舗改装等を支援する町独自の中小企業者持続化補助金により、地域経済の活性化及び商工業者の育成支援が図られています。

企業誘致対策事業では、サテライトオフィス計石（旧計石小学校）に3社と進出

協定が締結されており、今後の進出も大いに期待されます。

次に、観光振興対策事業では、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨災害の影響により、観光PR等の観光事業が予定どおり実施できず、毎年恒例の芦北うたせマラソン等のイベントも中止となりました。また、芦北海浜総合公園及び御立岬公園管理事業等においても、コロナ禍における災害の影響は大きく、利用者数及び売上額は前年度より減少しています。なお、町全体の観光入込客数は、前年比43.8%減の73万4,994人となりました。

次に、復旧・復興計画関連では、被災事業者のなりわい債権に向け、熊本県なりわい再建支援補助金及び国の7月豪雨型持続化補助金への町独自の上乗せ補助等により、商工業者を支援されています。

次に、芦北海浜総合公園の復旧としては、被災施設の応急復旧を行っており、早期の全面営業再開を目指し、引き続き災害復旧工事が行われます。

主な質疑として、新型コロナと豪雨災害により、観光イベント等の中止に伴う参加者や利用者のマイナスに対し、どのような対策案があるのかとの質疑に対し、観光地については、まず復旧・復興を急ぐ。芦北町物産館ではECサイトを利用した通販を推進している。また、コロナ禍の中でキャンプの需要が増えているため、御立岬公園の新キャンプ場建設により集客を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、コロナ対策等の補助金が約8,000万円あるが、今後はどうなるのかとの質疑に対し、企画財政課と連携しながら、国・県の補助を活用し、引き続き取り組む。また、商工業者の支援についても、商工会と協力し、漏れがないよう対応するとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計について申し上げます。

温泉施設は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び7月豪雨災害に伴う休館の影響により、総入浴者は前年比38%減の16万9,265人となりました。

なお、被災した施設はボイラー等の主要設備の復旧や水質検査などが行われ、入浴環境の改善が図られています。

主な質疑として、歳入の入浴料が減少しているのに、執行率98.3%と高いのはなぜかとの質疑に対し、新型コロナウイルスや災害に伴う休館により、予算額を補正予算で減額したためであるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管分について申し上げます。

まず、総合計画関連の農業の振興では、農業委員会運営事業により、農地法に基づく許認可事務をはじめ、農地等の利用の推進に関する事業が行われています。その中で、農地集積・集約化事業により、賃貸借権等の件数が令和元年度の122件、約31.1haに対し、令和2年度は191件、約59.6haと大幅に増加しており、

担い手への農地集積が図られています。

新型コロナウイルス対策事業では、農林漁業応援給付金として、あしきた農業協同組合の正組合員及び田の浦柑橘組合の組合員に対し、1人1万円を支給されており、そのほかにも国の持続化給付金及び県の事業継続支援金を受給した法人及び個人に対して、法人に20万円、個人に10万円を支給するなど、手厚く支援されています。

果樹振興対策事業では、既存ハウスのハウス資材、附帯設備の修繕及び優良品種の導入や、果樹の鮮度保持のための資材購入に対し助成されています。

また、樹園地内の新設園内道路整備を支援され、農作業の利便性と省力化が図られています。

畜産振興対策事業では、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産素牛や、繁殖牛購入費の助成及びヘルパー利用費助成などが行われています。

有害鳥獣被害防止等対策事業では、防護柵の設置、わな免許取得及び箱わな購入等に助成され、通年での有害鳥獣駆除も行われています。捕獲実績は、令和元年度はイノシシ702頭、シカ310頭でしたが、令和2年度はイノシシ744頭、シカ415頭となり、増加しています。

林業の振興では、町有林維持管理事業により、町有林の間伐・除伐を計画的かつ効率的に実施し、森林の機能を維持することに努められています。

また、芦北町木造住宅建築支援事業では、町産材の需要拡大と木材産業の振興及び定住促進のため、町産材を使用した住宅の建築に対して補助金が交付されています。

森林経営管理事業では、山林を適切に管理していくため、湯浦、宮崎、豊岡、丸山、米田、大川内、女島の一部、高岡の一部及び古石地区において、682人（1,445ha）を対象に意向調査が行われ、結果としては323人（759ha）の回答があり、その中で、町に管理委託を希望される方は202人（425ha）、自己管理される方は69人（161ha）となっています。

新型コロナウイルス対策事業では、農林漁業応援給付金として、水俣芦北森林組合の正組合員に対し、1人1万円を支給されており、そのほかにも国の持続化給付金を受給した個人に10万円を支給するなど、手厚く支援されています。

漁業の振興では、地理的表示（GI）として登録された田浦銀太刀の知名度の向上及びブランド化を推進し、漁業者の収益向上と芦北町漁業協同組合の販売事業強化の取組が行われています。

新型コロナウイルス対策事業では、農林漁業応援給付金として、芦北町漁業協同組合の正組合員及び芦北町内水面漁業協同組合の正組合員に対し、1人1万円を支

給されており、そのほかにも国の持続化給付金を受給した法人に20万円、個人に10万円を支給するなど、手厚く支援されています。

漁港整備事業では、海岸施設の機能回復を効率的に図るため、漁港海岸の機能保全長寿命化計画を策定されています。

次に、復旧・復興計画関連の農業に関しては、農地及び農業用施設災害復旧事業として、7月豪雨災害で国の補助を受けて実施する災害復旧197件のうち、農地4件及び農業用施設1件が令和3年3月に竣工しています。また、国の補助対象とならない小規模な災害については、町単独事業により早期復旧が図られています。

農業振興豪雨災害対策事業では、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用して、7月豪雨により被災した農業用機械、農機具格納庫及び農業用ハウスの修繕または再取得を支援され、農業経営の維持が図られています。

林業に関しては、林道災害復旧事業により、被災した林道14路線のうち、林道東部線ほか7路線を令和3年度へ繰り越し、継続して復旧が図られます。また、被災木材加工流通施設等復旧対策事業により、7月豪雨により被災した木材加工流通施設の再整備に係る経費の補助を行い、木材の安定的な生産、木材利用及び供給体制の再建が図られています。

水産業に関しては、水産基盤整備交付金事業により、田浦地先の海域110haの海底耕耘を実施し、水産環境の保全が図られています。

主な質疑として、農地の流動化状況で、件数・面積ともに増加しているが、主な要因は何かとの質疑に対し、農地中間管理機構による賃貸借を含め、新規の貸し借りが増加しており、被災した田・畑の代替地等も要因の1つとして考えられるとの答弁がありました。

次に、増加の一途をたどる有害鳥獣被害について、これまでの対策に加えて、今後考えられる対策はあるのかとの質疑に対し、今年度8月から有害鳥獣対策を専門とする地域おこし協力隊を採用し、地域の実情に応じた対策を検討する。また、捕獲対策にICTを活用した対策等も検討するとの答弁がありました。

次に、町から芦北町漁業協同組合に交付されている補助金については、決算審査資料のとおり明らかであり、何ら問題ないが、漁協の総会資料の中で、町補助金に関する記載内容に理解できない部分があるので、今後、漁協に対して補助金申請等を含めた事務について指導管理する必要があると考えるがいかがか。また、補助金申請等に使用されている公印の違いについてはどうかとの質疑に対し、直接関与することはできないが、事務全般についての指導は今後行っていきたい。また、公印については監査委員からの指摘もあっており承知しているので、今後は、適正に使用されるよう指導を行うとの答弁がありました。

以上、当員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第4号、令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか2つの特別会計の決算認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、議案第46号、令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、予算決議の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって、利益の処分は可決すべきもの、あわせて決算は認定すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 最後に、林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） おはようございます。

文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定及び認定第2号、令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、ほか3件の特別会計の決算の認定について、9月8日、9日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等に基づき、執行部から説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審査しましたので、その結果を報告いたします。

まず、スポーツ・文化振興課では、教育立町理念である「温故創新」のもと、スポーツ振興と文化振興に取り組み、郷土の未来を育む人づくりに努められています。

スポーツの振興については、各団体への活動支援を行い、選手の育成や競技力向上に努められました。

新芦北町誌編さん事業では、ダイジェスト版「図説 芦北の歴史」を刊行し、郷土誌への理解を深め、また令和2年7月豪雨で被災した佐敷城跡等は早急に復旧工事に着手し、古文書等の文化財についても、他自治体の協力を得ながら修復作業が行われました。

主な質疑として、浸水した武徳殿に文化財を保管しているが、また被災するのではないかと質疑に対し、熊本県から「文化財の適正な保管について」の通知があり、保管場所の移転を検討している。特に重要なものについては、コミュニティセンター2階の収蔵庫に保管しているとの答弁がありました。

次に、福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各事業で策定した計画を基に各種サービスを実施しており、日常生活及

び社会生活が総合的に支援され、18歳までの子ども医療費無料化等、子どもの健全な育成と子育て支援にも努められています。

7月豪雨の対応及び被災者支援については、芦北町復旧・復興計画の基本目標である「新しい日常を築き、輝きをとりもどす」を目指し、災害救助法及び被災者生活再建支援法に基づく各種支援を実施しました。

主な質疑として、被災者援助事業の申請締切の状況はどの質疑に対し、受付が終了したものは、応急修理制度が令和2年12月、被災者住家自費修理償還補助金が令和3年3月である。なお、生活再建支援金の基礎支援金の締切は令和3年8月3日までが1年延長され令和4年8月3日までとなっており、加算支援金は令和5年8月3日までであるとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や食の自立支援事業等の介護予防事業、日常生活支援総合事業を行っています。

また、7月豪雨災害被災者に対しては、介護保険料減免、介護保険利用料免除を実施しました。

主な質疑として、介護保険料に係る不納欠損処分 of 主な理由は何かとの質疑に対し、主な理由は生活困窮によるもので、時効は2年であるとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、「あしたのために きたえよう健康力！」のスローガンを掲げ、各家庭、個人の主体的取組と地域や団体等が連携を図り協働するという2本柱を基本理念とし、各種事業を実施されており、母子保健事業では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、子育て支援包括支援センターを設置しました。

7月豪雨災害後、県内外の保健師等の支援を受け、被災者の健康調査等を行い、支援が必要な場合は関係機関と連携し対応しました。

また、広報紙等で広く町民に向けて、新型コロナウイルス感染症への感染予防や健康づくりの情報発信が行われました。

主な質疑として、がん検診で、がんが発見された件数はどの質疑に対し、令和2年度の検診の結果、乳がん4件と前立腺がん1件が発見されたとの答弁がありました。

次に、教育課では、指導主事による若手教師の育成や、小中学校間及び教育委員会との連携強化等に取り組むとともに、全小中学校への無線LAN整備及び1人1台の教育用タブレット端末の整備等により、ICT機器を有効に活用し、学力の充実・向上に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症対策では、小中学生等の保護者に対して給食費の補助を行ったほか、18歳以上の学生を対象に就学支援金を交付し、支援を行いました。

また、7月豪雨により被災した学校施設については、迅速な対応を行い、早期の復旧に向けて取り組まれています。

主な質疑として、学校施設災害復旧費予算の執行率が低い理由と、被災後の小中学校の復旧状況はとの質疑に対し、執行率が低いのは校舎関係の予算を令和3年度へ繰り越したことによるもの、復旧状況は学校敷地法面被害の3校については、湯浦小が3月、大野小が4月、湯浦中が8月に竣工。佐敷小、佐敷中の校舎関係は夏休み中に全て竣工し、現在元通りの教育活動を行っているとの答弁がありました。

奨学資金貸付事業特別会計では、新たに大学生15人を奨学生として認定し、計40人へ奨学資金の貸付けが行われ、経済的な理由による修学困難者への便宜が図られています。

主な質疑として、滞納状況についての質疑に対し、滞納者は18人、滞納額480万9,300円との答弁がありました。

次に、コミュニティセンター課では、青少年の健全育成、社会教育関係団体の支援・連携、施設・環境の充実に係る各種事業を実施しております。

社会教育関係団体の支援・連携については、各種団体の自主活動の支援や連携強化を図り、積極的な活動展開に努めました。

令和元年度から整備を進めてきた芦北町総合コミュニティセンターが令和2年9月に完成し、12月に供用を開始しています。

なお、7月豪雨により自治公民館に甚大な被害が出たことから、災害復旧費用に対し補助金を交付し、早期復旧の支援と地域コミュニティの再生が図られました。

主な質疑として、コミュニティセンター整備に要した総事業費はとの質疑に対し、外構整備を含めた工事費が約13億3,700万円、備品関係ほかで約1億7,400万円の、合計約15億1,100万円であるとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、環境対策に係る各種事業、清掃センター業務、住民基本台帳事務等の法定受託事務を実施しました。

不法投棄対策では、環境衛生巡視員による巡視活動等を継続して実施し、保健所や警察署とも連携し、不法投棄者に対し指導及び啓発を行っています。

また、7月豪雨災害発災後は、災害廃棄物の処理を行うとともに、被災者の生活再建を支援するため、被災住宅の公費解体や自費解体の費用支援が実施されています。

主な質疑として、公費解体と自費解体との違いはとの質疑に対し、どちらも7月豪雨災害で半壊以上の判定を受けた建物であり、急いで解体したい方は自費で解体され、費用の償還を行っているとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計の事業勘定では、健康管理と疾病の早期発見・

早期治療を目的とした人間ドックの助成や特定健診の受診勧奨を行うとともに、医療費の適正化事業にも積極的に取り組まれています。

また、前年度に引き続き、18歳以下の子どもに係る均等割の減免を実施し、子育て世帯の生活支援が図られました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による国保世帯の生活支援を図るため、町独自の政策として、保険税の平等割額と均等割額の免除が行われています。

国民健康保険事業特別会計の直診勘定では、吉尾温泉診療所が7月豪雨災害により休診となったため、それまで診療所を受診されていた方については、吉尾地区から町内の医療機関に送迎し、受診できる体制が整えられています。

主な質疑として、直診勘定の決算は例年と違うのかとの質疑に対し、6月までは例年と同じであったが、7月豪雨災害以降については診療所が休診のため医療機関への患者送迎費用が主であるとの答弁がありました。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、町では申請や相談等の窓口業務及び保険料の徴収等を行っています。

なお、7月豪雨で住家が床上浸水以上の被災を受けた被保険者に対して、保険税減免、医療費の一部負担免除が実施されています。

主な質疑として、被保険者の今後の推移についての質疑に対し、本町ではここ数年は減少傾向にあるが、今後は団塊世代が75歳以上の後期高齢者になるため、増加すると見込んでいるとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか3件の特別会計の決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、総務常任委員長への質疑を、3点ほど用意しております。

税務課関係の審査の中で、第1点が新型コロナウイルス感染症や7月豪雨災害の被災者に対する納税の猶予や減免が行われ、納税者の負担軽減が図られておるとあ

ります。具体的に、町民税、固定資産税がいくらなのか、減免措置されたのか、1点であります。

2点目が、町税の徴収率について、新型コロナウイルス感染症に関する徴収猶予の特例による1.53%の減となっていることであるが、特例で1.53%は全体の金額のいくらなのかということであります。

3点目が、主な質疑の中で不納欠損の内訳が出ています。即時不納欠損者が出ていますが、どういう具体的な内容なのかという3点の質問であります。

成果説明書も見てみましたが、ちょっと新型コロナと災害のほうの減免とか猶予なんかを知りたかったということで質問をいたしました次第です。よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 白坂委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 川尻議員の3つの質問にお答えします。

質問1、主要成果説明書にも記載がありますが、7月豪雨災害による災害減免につきましても、個人町民税が1,043件で、2,954万3,000円です。固定資産税が1,024件、1,716万6,200円の減免を行ったと説明を受けました。

次に、質問2の町税の収納率についての1.53%ですが、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間、1カ月以上において、事業等に係る収入が前年度同期に比べ、概ね20%以上減少していることが条件となっており、固定資産税2,715万1,200円について、納付期限を1年延長したことに伴い、収納率が前年比で1.53%の減との説明を受けました。

次に、質問3、不納欠損の内容についてですが、即時不納欠損については、法人の閉鎖、相続人がいない場合、相続を放棄した場合ですね、それと外国人で出国し、再入国の予定がない場合などと説明を受けました。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから、日程第1、認定第1号から日程第10、議案第55号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号、令和2年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和2年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号、令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和2年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第46号、令和2年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

日程第10、議案第55号、芦北町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、発議第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。白坂君。

○8番（白坂康浩君） 発議第4号。令和3年9月16日。

芦北町議会議長、宮尾秀行様。

提出者、芦北町議会議員、白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員、宮内道則、賛成者、芦北町議会議員、林田耀宏。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

なお、この件につきましては、熊本県町村議会議長会会長から依頼があり、本定例会の初日の9月6日に要請第4号が採択されましたことに伴い、この発議第4号によって、意見書提出の手続きを行うものであります。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

このような状況において、地域の実状に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠であることから、コロナ禍による厳しい財政状況に対し、地方税財源の充実を求める意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第12 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第12「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生じる場合には、議長一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することに決定しました。

-----○-----

第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第13から日程第17までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員